

平成 2 4 年

# 南部町議会第 3 回定例会会議録

平成 2 4 年 9 月 7 日 開会

平成 2 4 年 9 月 1 9 日 閉会

山梨県南部町議会

平成 2 4 年

南部町議会第 3 回定例会会議録

9 月 7 日

平成24年第3回南部町議会定例会（第1日目）

議事日程（第1号）

平成24年9月7日  
午前9時30分開議  
於 議 場

1. 議長あいさつ
2. 開会・開議
3. 日程報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸報告

日程第4 提出議案の報告

日程第5 議案の上程・説明

報告第4号 平成23年度決算に基づく南部町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

報告第5号 継続費精算報告書について

議案第44号 南部町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について

議案第45号 南部町災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について

議案第46号 南部町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第47号 南部町老人医療費助成金支給条例を廃止する条例の制定について

議案第48号 山梨県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

議案第49号 物品購入契約の締結について

議案第50号 物品購入契約の締結について

議案第51号 平成24年度南部町一般会計補正予算（第2号）

議案第52号 平成24年度南部町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

議案第53号 平成24年度南部町指定居宅サービス特別会計補正予算（第1号）

議案第54号 平成24年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第55号 平成24年度南部町介護保険特別会計補正予算（第1号）

議案第56号 平成24年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議案第57号 平成24年度南部町富沢財産区特別会計補正予算（第1号）

認定第1号 平成23年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について

- 認定第2号 平成23年度南部町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第3号 平成23年度南部町指定居宅サービス特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第4号 平成23年度南部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第5号 平成23年度南部町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第6号 平成23年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第7号 平成23年度南部町睦合財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第8号 平成23年度南部町富沢財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第9号 平成23年度南部町大城平外二山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第10号 平成23年度南部町大日向外三山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 諮問第1号 人権擁護委員の推薦について
- 諮問第2号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第6 提出議案に対する質疑・討論・採決（6件）
- 報告第4号 平成23年度決算に基づく南部町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 報告第5号 継続費精算報告書について
- 議案第49号 物品購入契約の締結について
- 議案第50号 物品購入契約の締結について
- 諮問第1号 人権擁護委員の推薦について
- 諮問第2号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第7 提出議案に対する質疑（22件）
- 議案第44号 南部町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第45号 南部町災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第46号 南部町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第47号 南部町老人医療費助成金支給条例を廃止する条例の制定について
- 議案第48号 山梨県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 議案第51号 平成24年度南部町一般会計補正予算（第2号）
- 議案第52号 平成24年度南部町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

- 議案第 53 号 平成 24 年度南部町指定居宅サービス特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 54 号 平成 24 年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 55 号 平成 24 年度南部町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 56 号 平成 24 年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 57 号 平成 24 年度南部町富沢財産区特別会計補正予算（第 1 号）
- 認定第 1 号 平成 23 年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 2 号 平成 23 年度南部町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 3 号 平成 23 年度南部町指定居宅サービス特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 4 号 平成 23 年度南部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 5 号 平成 23 年度南部町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 6 号 平成 23 年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 7 号 平成 23 年度南部町睦合財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 8 号 平成 23 年度南部町富沢財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 9 号 平成 23 年度南部町大城平外二山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 10 号 平成 23 年度南部町大日向外三山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算認定について

- 日程第 8 提出議案の委員会付託
- 日程第 9 一般質問
- 日程第 10 議員派遣について

4. 出席議員は次のとおりである。(13名)

1番	市川 強	2番	望月 將名
3番	籾持 雅	4番	内田 大明
5番	萩原 敬	6番	遠藤 雄一
7番	小林 福雄	8番	佐野 礼三
9番	木内 利明	11番	佐野 哲也
12番	仲亀 七郎	13番	鍋田 幹雄
14番	堀之内 可和		

5. 欠席議員(なし)

6. 会議録署名議員

6番	遠藤 雄一	7番	小林 福雄
----	-------	----	-------

7. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(24名)

町長	佐野 和広	教育委員長	若林 一明
代表監査委員	大窪 昌樹	教育長	久保川 昭弘
会計管理者	望月 宝	総務課長	若林 正昭
交通防災課長	望月 一弥	企画課長	佐野 隆行
財政課長	四條 和彦	税務課長	青木 司
住民課長	古屋 秀樹	福祉保健課長(兼) 地域包括支援センター所長	望月 政文
アルファセンター所長	小倉 弘規	デイサービスセンター所長 (兼)老人福祉センター所長	近藤 勝
健康管理センター所長	小池 治男	子育て支援課長	田村 秋人
水道環境課長	長坂 正志	環境センター所長	若林 邦治
産業振興課長(兼) 農業委員会事務局長	斉藤 文明	建設課長	鈴木 正規
登記室長	佐野 日出夫	学校教育課長	若林 治
生涯学習課長	仙洞田 秀文	生涯スポーツ課長	望月 良治

8. 職務のために議場に出席した者の職氏名(1名)

議会事務局長 望月 哲也

開会 午前 9時30分

○議長（堀之内可和君）

平成24年第3回定例会の開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

8月15日開催されました、南部町最大のイベント「南部の火祭り」は、心配されました天気も回復し、百八たいと大松明が夜空を焦がし、空高く打ち上げられた花火の響きと相まって、県内外から訪れた多くの皆さまに、大きな感動を与えたことと思います。関係者の皆さま及び町職員の皆さまのご労苦に対しまして、心から感謝申し上げます。

また、9月2日に実施されました防災訓練は、東日本大震災を教訓に、各地域でさまざまな訓練が行われたと聞いております。大変ご苦労さまでした。「自らの安全は自らが守る」これが防災の基本であります。まず自分の手で自分・家族を守る備えと行動の確認が必要であります。町民の皆さまには、ぜひとも日頃から取り組みをお願いするものであります。

さて、今期議会は、私たちの任期内における最後の定例会となります。また、条例改正、補正予算、決算認定等、内容も多種多様にわたり膨大なものであります。町民の皆さまの負託に応えられますよう、よろしくご審議をお願い申し上げます。

なお、9月定例会におきましては、昨年同様、地球温暖化防止及び節電対策実施のため、本会議等での上着・ネクタイの着用は自由としますので、ご了承願います。

それでは議員各位の第3回定例会へのご参集に御礼を申し上げますとともに、円滑なる議会運営に格段のご協力をお願い申し上げまして、開会のあいさつといたします。

ただいまから、平成24年南部町議会第3回定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は13名で定足数に達しておりますので、平成24年南部町議会第3回定例会は成立いたしました。

それではただちに本日の会議を開きます。

---

○議長（堀之内可和君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により議長において、6番 遠藤雄一議員及び、7番 小林福雄議員の両名を指名いたします。

---

○議長（堀之内可和君）

日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から9月21日までの15日間といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から9月21日までの15日間とすることに決定いたしました。

---

○議長（堀之内可和君）

日程第3 諸報告を行います。

地方自治法第121条の規定により、町長及び教育委員会委員長に出席を求めたところ、お手元に配布のとおり、説明員の出席並びに委任の通知がありましたので、ご承知願います。

町長からお手元に配布のとおり、議案の提出がありましたので報告いたします。

次に、請願、陳情等についてであります。本日までに、請願1件、陳情1件、依頼1件を受理いたしました。

請願書・陳情書及び依頼書は、皆さんのお手元に配布いたしましたとおりであります。

請願第1号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書の審査については、文教厚生常任委員会に付託いたします。

南部町議会收受第8-4号の依頼、地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の採択についての審査については、総務建設常任委員会に付託いたします。

次に監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定による平成23年度会計に係る5月分、平成24年度会計に係る5月分、6月分、7月分に関する例月出納検査の結果報告がありました。写しをお手元に配布しておきましたのでご承知願います。

次に、教育委員会から地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定による、南部町教育に関する事務の点検及び評価の報告がありました。写しをお手元に配布しておきましたので、ご承知願います。

以上で、諸報告を終わります。

---

○議長（堀之内可和君）

日程第4 提出議題の報告ですが、お手元に配布してありますので、提出議題の朗読を省略させていただきます。

---

○議長（堀之内可和君）

日程第5 報告第4号 平成23年度決算に基づく南部町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

報告第5号 継続費精算報告書について

議案第44号 南部町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について

議案第45号 南部町災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について

議案第46号 南部町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第47号 南部町老人医療費助成金支給条例を廃止する条例の制定について

議案第48号 山梨県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

議案第49号 物品購入契約の締結について

議案第50号 物品購入契約の締結について

議案第51号 平成24年度南部町一般会計補正予算（第2号）

議案第52号 平成24年度南部町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

議案第53号 平成24年度南部町指定居宅サービス特別会計補正予算（第1号）

議案第54号 平成24年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第55号 平成24年度南部町介護保険特別会計補正予算（第1号）

- 議案第56号 平成24年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）  
議案第57号 平成24年度南部町富沢財産区特別会計補正予算（第1号）  
認定第1号 平成23年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について  
認定第2号 平成23年度南部町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第3号 平成23年度南部町指定居宅サービス特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第4号 平成23年度南部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第5号 平成23年度南部町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第6号 平成23年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第7号 平成23年度南部町睦合財産区特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第8号 平成23年度南部町富沢財産区特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第9号 平成23年度南部町大城平外二山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第10号 平成23年度南部町大日向外三山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算認定について  
諮問第1号 人権擁護委員の推薦について  
諮問第2号 人権擁護委員の推薦について

以上、28件についてを一括議題として、町長の提案理由の説明を求めます。

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

おはようございます。

それでは提案理由の説明をいたします。

本日、南部町議会第3回定例会を開催しましたところ、何かとご多忙のところ、全議員の皆さまのご出席を賜り議会開催がされますことに、心から感謝を申し上げます。

提出いたしました案件の説明に先立ちまして、一言ごあいさつと、6月定例議会以降の行政報告をさせていただきます。

今議会は、議員の皆さまの任期中最後の定例会であり、また私が就任し執行してきました事業の、最初の決算報告でありますので、皆さまにとりましても、私にとりましても、1つの区切りとなる思いがするところであります。

さて、過日9月2日に行われました防災訓練で町内巡回をしましたが、各区防災会においては、少しずつその訓練内容に地震防災への意識が深まったように思われましたし、個人や集落でも備蓄等への関心が寄せられているお話を聞くことができました。

来る10月14日には、山梨県地震防災訓練が南部町アルカディア公園を会場に開催されます。県消防防災課が中心となり、南部において、地震による被害発生を想定し、救助訓練や避難所の設営、孤立集落の救出訓練など、警察・消防・自衛隊等、関係機関の連携による訓練が行われます。

1人でも多くの町民の方に見ていただきたく、身近な問題としてとらえ、これからの防災への意識付けと、自助・共助の参考にしていただければと考えております。当日はシャトルバスの運行や、小中学生にも参加を促しますので、議員各位には、ぜひ多くの方にお声をかけてい

ただきたいと思います。

それでは、行政報告をさせていただきます。

6月13日、全国高速道路建設協議会総会が砂防会館で行われ、出席してまいりました。

6月14日、新々富士川橋建設促進期成同盟会総会が富士市で行われ、議長ともども出席をいたしました。富士川橋周辺の慢性的な交通渋滞を解消するため計画された、長年の懸案事項であります。今年3月には路線測量がすべて完了し、着々と整備が進んでおります。早期に事業着手されるよう、期待しているところです。

6月25日、南部町保育所検討委員会を設置して委員を委嘱しました。入所児童の減少について意見を求め、来年の3月までには、保育所のあり方その方向性を出していきたいと考えております。

7月5日から7月13日までかけて、町内各区より出されている要望箇所の現地視察を行いました。昨年の台風を引き続き、今年6月の台風などによる災害箇所を中心に要望が出されていますが、身近な生活環境整備も進めなければならないところが多く見受けられ、厳しくなる財政事情を踏まえ、整備について、優先順位を見極めながら応えていこうと考えております。

7月17日、南部町商工会青年部に招かれ、町長と語る会が開催されました。町の施策や若年層への定住化促進について活発な意見をいただき、またその対策についていろいろな意見を交換し、若い人たちの考え方を伺うことができました。

7月18日、山梨県地震防災訓練第1回打ち合わせ会が活性化センターで行われ、実施方針の確認がされました。

7月31日、山梨県町村会主催により、県知事、県幹部職員との行政懇談会が笛吹市で開催され、出席いたしました。

8月2日、町民の皆さまのご理解とご協力により進めてまいりましたゴミの分別収集も、計画どおり順調に進み、8月2日より峡南衛生組合に受け入れをしていただくことができました。持ち込みをしました分別ゴミは、峡南衛生組合 辻管理者をはじめ、組合議長、所長、身延町切石周辺の6地域の区長及び住民立会いのもと、当町からも堀之内議長、四條区長会長、女性団体代表者に出席をいただき、無事受け入れをしていただきました。

町内の7月・8月の可燃ゴミの収集重量が確実に減少しておりますが、さらに生ゴミの軽量化や再利用処理について、住民の方々をお願いをしていかなければならないと考えております。

8月7日、管理職を除く全職員から、「もし私が首長だったら」をテーマに自由な発想で提案を含め募集をし、多くの職員から提出を受け、それに応えるため、3日間にわたり個別面談をしました。職員からの提案に実現性のあるものや検討すべきこともあり、職員の行政意欲への高揚効果はあったものと確信しており、今後のまちづくりにその意欲を繋げていきたいと思っております。

8月15日、南部の火祭りには実行委員をはじめ関係各位皆さまのご協力をいただき、例年どおりの開催ができましたことに、大変感謝しております。午後まで降り続いた雨の影響で、来場されるお客さまに若干の影響はありましたが、無事開催することができました。

8月24日、国土交通省甲府河川工事事務所及び山梨県峡南建設事務所への要望活動を実施いたしました。中部横断自動車道の早期開通や富士川の護岸整備、国道の整備をはじめ県直轄の道路整備や河川整備に関わるもの、また関係する各区からの要望箇所についても話をいたしました。

8月27日、峡南5町で構成しています中部横断自動車道連絡協議会が、身延町中富総合会館で開催され、出席してまいりました。

8月28日から30日まで、山梨県町村会町村長研修に参加いたしました。昨年の震災地である宮城県・岩手県の被災地や復興状況の視察に行つてまいりましたが、その復興はいまだに多くの支援が必要であり、多くの市町村で行政運営に携わる職員不足の状況から、人的職員派遣要請がされており、被災地の復興にはかなりの年数が必要な状況であることを、改めて痛感いたしました。

今年に入り、被災地を見るのは2度目となりますが、何度見ても被害の甚大さに言葉を失うものがあります。この教訓をどう生かすかを常に考えておりますが、行政が果たす責任分野を明確にしながら、防災への取り組みをしていきたいと考えております。

9月5日、国道469号富士南麓道路建設促進期成同盟会による要望が、山梨県知事に対して行われ、須藤富士宮市長、望月勝県議、堀之内議長ともども、行つてまいりました。

それでは、本定例会に提案させていただいた議案につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

お手元の議案集にありますように、本定例会への提出議案は、報告が2件、条例議案4件、組合規約の変更1件、契約承認議案2件、補正予算案7件、認定議案10件、人権擁護委員の諮問2件であります。

はじめに、報告第4号 平成23年度決算に基づく南部町健全化判断比率及び資金不足比率の報告であります。

地方公共団体の財政健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項により、一般会計及び特別会計を連結した財務状況を、明確に数値化したものを公表するよう義務付けられた報告となります。

議案集2ページをご覧ください。

本町においては、4指標及び資金不足比率とも、健全な範囲内に収まっていることをご報告いたします。

次に、報告第5号 継続費精算報告書について、地方自治法施行令第145条第2項により報告させていただきます。

平成20年度から平成23年度までの4年間の継続事業でありました情報通信基盤施設整備事業が、平成23年度に完了し、全体計画の年割額の合計12億711万5千円に対し、実績の支払済額の合計が12億323万1,911円で確定しましたので、ご報告いたします。

続きまして、議案第44号 南部町防災会議条例の一部を改正する条例の制定についてであります。災害対策基本法の一部改正を受けまして、町防災会議の組織強化と諮問機関に位置付け、災害に対するさらなる迅速な対応をすることに伴い、本条例の一部を改正するものです。

また、議案第45号 南部町災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定につきましても、災害対策基本法の一部改正によりまして、町災害対策本部の位置付けが明確化され、本条例の一部を改正する必要が生じたためであります。

続きまして、議案第46号 南部町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

所得税法等の一部改正による年少扶養控除の廃止により、山梨県ひとり親家庭医療費助成事業補助金要綱の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたためであります。

続いて、議案第47号 南部町老人医療費助成金支給条例を廃止する条例の制定についてであります。山梨県老人医療費支給事業補助金交付要綱の一部改正により、県単老人医療費助成制度が廃止されることに伴い、本条例を廃止する必要が生じたためであります。

続いて、議案第48号 山梨県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてであります。

住民基本台帳法の一部改正が公布され、平成24年7月9日施行されたことに伴い、山梨県後期高齢者医療広域連合規約の一部改正をすることについて、地方自治法第291条の3第3項及び第291条の11の規定により、関係市町村の議会議決が必要なためであります。

続いて、議案第49号の物品購入契約の締結についてであります。南部町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例第3条の規定により、8月28日に仮契約を締結しました。町営バス29人乗り1台の購入について提案するものであります。

次に、議案第50号の物品購入契約の締結についてであります。同じく8月28日に仮契約を締結しました。消防ポンプ自動車CD-1型1台の購入について、提案するものであります。議案第49号、第50号の2件とも、議決されますと本契約となります。

続いて、議案第51号から議案第57号までの補正予算7件であります。

最初に議案第51号 平成24年度南部町一般会計補正予算（第2号）であります。歳入歳出それぞれ2億3,658万1千円を追加しまして、歳入歳出の予算の総額を55億8,333万2千円とするものであります。

主な財源は、国・県支出金と特別会計の過年度精算金の繰入金、町債及び繰越金であります。

主な歳出としましては、今年6月の台風4号、7月の豪雨により被災した、林道・町道などの災害復旧工事費及び今年本町で開催される山梨県地震防災訓練関係経費、また各区からの要望事業実施のための経費を計上しました。

次に、特別会計補正予算書の1ページ、議案第52号 平成24年度南部町簡易水道事業特別会計補正予算であります。歳入歳出それぞれ609万8千円を追加して、歳入歳出の予算の総額を4億246万3千円とするものであります。

主な歳入は、繰越金、一般会計繰入金及び県の補償金を財源としまして、施設維持修繕費及び県の補償による工事等を実施する経費となっております。

9ページ以降の議案第53号 平成24年度南部町指定居宅サービス特別会計補正予算から、議案第56号 平成24年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算までは、繰越金を主な財源とし、精算によります国庫への返還金及び一般会計への繰出金が、主な歳出予算の計上となります。

47ページの議案第57号 平成24年度南部町富沢財産区特別会計補正予算であります。歳入歳出それぞれ123万1千円を追加しまして、歳入歳出の予算の総額を453万8千円とするものであります。

続きまして、認定第1号 平成23年度南部町一般会計歳入歳出決算認定から、認定第10号の南部町大日向外三山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算認定であります。すでに監査委員により決算監査を受け、すべての会計で適切に処理され、正当であるとの意見書を受理しております。

お手元にその写しを提出しましたので、内容説明につきましては省略させていただきます。

また、世界経済が減速の兆しを見せる中、我が国の経済情勢は欧州の金融不安等により、円高が続いており、非常に厳しい状況にあります。

普通交付税への依存が高い町にとりましては、財政の硬直化が心配されるところであり、事業評価や経費の節減と更なる見直しを行い、住民の要求を的確にとらえ、公正で無駄のない行政執行を心掛けていきたいと考えております。

なお、監査委員からの、行財政改革や健全で安定した町政の運営に関する、いくつかの貴重な意見につきましては、真摯に受け止め、今後も引き続き最善の努力をする所存でございます。

続きまして、諮問第1号と諮問第2号であります。人権擁護委員の推薦についてであります。現在5名いる人権擁護委員のうち、2名の方が12月に任期満了となることから、人権擁護委員法に基づき、人権擁護に理解のある方を、議会のご意見を伺い法務大臣に推薦するものであります。

諮問第1号は南部町井出825番地の1、佐野武徳氏、再任になります。

諮問第2号は南部町内船6605番地、四條巧氏、新任です。

推薦につきまして、議会のご意見を求めるものであります。

以上、本議会に提案をいたしました。議案の詳細な説明につきましては、会計管理者並びに担当課長に説明させますので、よろしくご審議をいただき、議決並びに認定を賜りますようお願い申し上げます。私の提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長（堀之内可和君）

町長の提案理由の説明が終わりました。

次に、担当課長等の補足説明を求めます。

はじめに報告第4号、報告第5号及び議案第49号から57号について、四條財政課長。

○財政課長（四條和彦君）

（補足の説明・省略）

○議長（堀之内可和君）

それではここで暫時休憩をいたします。

再開は45分からということで、お願いいたします。

休憩 午前10時31分

---

再開 午前10時45分

○議長（堀之内可和君）

休憩前に引き続き、再開いたします。

議案第44号及び議案第45号について、望月交通防災課長。

○交通防災課長（望月一弥君）

（補足の説明・省略）

○議長（堀之内可和君）

次に、議案第46号について、田村子育て支援課長。

○子育て支援課長（田村秋人君）

（補足の説明・省略）

○議長（堀之内可和君）

次に、議案第47号及び議案第48号について、古屋住民課長。

○住民課長（古屋秀樹君）

（補足の説明・省略）

○議長（堀之内可和君）

次に、認定第1号から認定第10号について、望月会計管理者。

○会計管理者（望月宝君）

（補足の説明・省略）

○議長（堀之内可和君）

これで担当課長等の補足説明を終わります。

ここで財政健全化判断比率並びに各会計歳入歳出決算について、大窪昌樹代表監査委員より審査結果の報告をお願いいたします。

大窪昌樹代表監査委員。

○代表監査委員（大窪昌樹君）

代表監査委員の大窪です。

それでは過日審査しました、平成23年度財政健全化審査及び各会計の決算審査の結果について、その概要を報告いたします。

まず、地方公共団体の財政健全化に関する法律に基づき審査に付されました、平成23年度財政健全化審査を、平成24年7月25日に行いましたので報告いたします。

お手元に配布してあります、財政健全化審査意見書をご覧ください。

町長から提出された、健全化判断比率及び資金不足比率並びに算定の基礎となる書類を審査した結果、これらの書類は、いずれも法令等に基づき、適正に作成されているものと認められました。

南部町の財政状況は1ページに記載されている表のとおりであります。

各比率ともに、早期健全化基準を下回っておりますので、指摘する事項は特にありませんが、引き続き、健全な財政運営維持に努められることを望みます。

次に、地方自治法第233条第2項の規定に基づき審査に付されました、平成23年度南部町一般会計及び各特別会計の決算審査結果について、概要を報告いたします。

お手元に配布してあります、決算審査意見書をご覧ください。

審査の対象は、一般会計及び簡易水道特別会計ほか8件の歳入歳出決算で、関係諸帳簿その他証書類と照合しながら、平成24年7月25日、26日の2日間審査を行いました。

また、徳間ドクターヘリ場外離着陸場等6箇所の事業実施を調査するため、現地視察を行い、担当者から説明を受けました。

結果、各会計の決算書事項別明細書及び実質収支に関する調書並びに財産に関する調書は、関係法令に準拠して作成されており、その計数に誤りはなく、予算執行も適正であったことが認められました。

2ページの表1をご覧ください。

平成23年度一般会計につきましては、歳入総額が72億801万2千円、歳出総額は66億1,447万4千円でありました。

歳入歳出の差引総額は5億9,353万8千円ですが、繰越明許費繰越額として4,044万2千円がありますので、実質収支額5億5,309万6千円が平成24年度へ繰り越しとなりました。

歳入面においては、主たる財源である地方交付税は、3ページの表4のとおり5,279万4千円増加し、32億1,541万1千円となり、3ページの表3のとおり、歳入の44.6%

を占めています。

町税収入は4ページの表5のとおり、景気の低迷などを起因とした町民税の落ち込みにより、調定額が前年度より737万7千円の減額となりました。町税収は引き続き厳しい状況が予測され、自主財源の確保が重要課題となっています。

当年度は徴収事務努力により、徴収率が前年度に比べ0.6%増となり、評価すべきだが、不納欠損額は22年度より83万6千円増加し、310万2千円となっている。差し押さえ等により、未納額の減少に努めているが、今後とも負担の公平と適正な債権管理の見地から、引き続き徴収事務の強化に努められたい。

歳出面においては、4ページの表6のとおり、人件費、臨時財政対策債の発行をしなかったこと等による公債費、情報通信基盤施設整備工事費等の減による投資的経費、中学校統合等による補助費等がそれぞれ減額となっている。

一方、償還財源の安定的な確保を図るための減債基金等への積み立てにより、積立金、簡易水道事業特別会計等への繰出金などが、それぞれ増額となっている。

基金は、5ページ表7のとおり、合計で43億4,864万6千円となり、前年度末より3億220万1千円の増となっている。今後も年度末の収支を厳正に見込み、また翌年度の予算編成への影響を考慮しながら、基金積み立ての増額を図られたい。

町債現在高は、6ページ表11のとおり、80億5,677万5千円で、前年度に比べ4億3,770万9千円の減額となっている。今後とも地方債の発行にあたっては、財政構造の健全性を損なうことのないよう十分留意し、有利な起債の活用を図られたい。

次に、特別会計の決算についてですが、7ページ表13のとおり、9会計の歳入総額は29億3,319万4千円、歳出総額は27億2,960万4千円で、歳入歳出の差引総額は2億359万円となりました。

特別会計においても、予算執行はそれぞれの会計目的に沿って適正でありました。

以下、抜粋して報告させていただきます。

簡易水道事業特別会計においては、水道料の徴収率が8ページ表15のとおり、2.5ポイントの減となり、収入未済額は前年度より125万3千円増え、23年度の収入未済額の合計は1,518万7千円となっている。今後も督促通知・電話・訪問等により、未収金の発生防止とその回収に強力に取り組み、本会計の財政基盤強化に努められたい。

国民健康保険特別会計においては、9ページ表18のとおり、徴収率が前年度より0.7%改善され89.7%となったが、税率が引き上げられたことも要因となり、現年の収入未済額は前年度より増え、855万9千円となっている。

今後も引き続き保険税による健全な運営を目指し、納税者への意識付けと粘り強い徴収事務に努め、国保財政の基盤強化を図られたい。

以上が一般会計及び、抜粋した特別会計の決算概要であります。

今後も依然として景気は低迷し、厳しい状況にあるが、より良い町民サービスの向上のため、税等の収入による自主財源の確保や、徹底した事務事業の見直しによる有効かつ効果的な事業の実施、行財政改革の推進による一層の経費の節減と合理化に努め、健全で安定した町政運営の維持に取り組まれたい。

なお、詳細については、お手元に配布してあります、財政健全化審査意見書・決算審査意見書でご確認願います。

以上で審査結果の報告を終わります。

○議長（堀之内可和君）

以上で監査委員の報告を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

再開は午後1時からということで、お願いいたします。

休憩 午前12時15分

---

再開 午後 1時00分

○議長（堀之内可和君）

それでは午前中に引き続きまして、再開いたします。

---

○議長（堀之内可和君）

日程第6 提出議案のうち、報告第4号、報告第5号、議案第49号、議案第50号、諮問第1号及び諮問第2号の6件について、質疑・討論・採決を行います。

まず、報告第4号 平成23年度決算に基づく南部町健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とし、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

これで、報告第4号 平成23年度決算に基づく南部町健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての報告は終了しました。

以上で議題としました報告第4号は終了します。

次に、報告第5号 継続費精算報告書についてを議題とし、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で報告第5号の質疑を終了いたします。

これで、継続費精算報告書についての報告は終了しました。

以上で、議題としました報告第5号は終了します。

次に、議案第49号及び議案第50号を議題として、質疑を行います。

まず、議案第49号 物品購入契約の締結について、質疑はありませんか。

9番、木内利明議員。

○9番議員（木内利明君）

第49号の町営バスの購入であります。定員が29人用ということですが、今の町営バスの運行状況を見ると、果たしてこれだけの座席数のバスが必要なのかなど、そんな思いがするわけですが、この運行はどこの路線を走るのか、まずその点についての説明をしていただきたいと思っております。

○議長（堀之内可和君）

交通防災課長、望月一弥君。

○交通防災課長（望月一弥君）

ただ今のご質問でございますが、現行、徳間・十島線を運行しているバスでございます。

今現在のバスにつきましても乗車定員29人ということで、現況としましては、特に朝・夕の子どもたちの利用が25名程あります。

このため定員としまして、どうしても29人乗りのバスを現状で必要とするということでございます。

以上です。

○議長（堀之内可和君）

ほかに質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

次に、議案第50号 物品購入契約の締結について、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

次に、議案第49号及び議案第50号について、一括で討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

次に、議案第49号及び議案第50号について、採決を行います。

はじめに、議案第49号 物品購入契約の締結について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、議案第49号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第50号 物品購入契約の締結について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、議案第50号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、諮問第1号及び諮問第2号の人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。

この案件は人事案件でありますので、質疑・討論を省略して、直ちに採決に入りたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

ご異議なしと認めます。

よって、質疑・討論を省略して、直ちに採決に入ることに決定いたしました。

最初に、諮問第1号 人権擁護委員の推薦についての件を採決いたします。

本案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦については、原案のとおり適任とすることに決定しました。

次に、諮問第2号 人権擁護委員の推薦についての件を採決いたします。

本案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

( 起 立 全 員 )

起立全員であります。

よって、諮問第2号 人権擁護委員の推薦については、原案のとおり適任とすることに決定しました。

---

○議長（堀之内可和君）

日程第7 提出議案に対する質疑を行います。

質疑は、議案第44号から議案第48号及び議案第51号から認定第10号までの22件についてを、順次行います。

なお、これらの議案については、委員会審査を予定しておりますので、詳細な質問は委員会審査でお願いいたします。

まず、議案第44号 南部町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

5番、萩原敬議員。

○5番議員（萩原敬君）

20人以内を25人以内にするということで、ちょうど時期的に的を射ているわけですが、5人増やすことについて、町内の学識経験者と、そういう方が入ると先ほど説明がありました。

それで、町外の専門家というか、特別にそういう人を入れる予定があるかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（堀之内可和君）

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

今のご質問ですが、例えば忍野あたりですと、特別な防災官というような方を任命しましてやっておりますが、南部町の場合は、今のところ私は考えておりません。

というのは、いくつかの関係機関があり、いろいろな事でその都度ご相談を申し上げますから。ただ後ほど一般質問の中にもあり、ここで言うのは何なのですが、女性の委員さん、そういった方たちを今よりももっと増やしてみたいなど、そういう思いはあります。

○議長（堀之内可和君）

ほかに質疑はありませんか。

9番、木内利明議員。

○9番議員（木内利明君）

関連の質問であります。詳しい点については委員会審議ですつもりですが、任命をする町長がいるから町長に質問するわけですが、類似している質問ですが、一番大事なことは、この委員さんの中で充て職の人がいるけれども、単年度でおしまいになってしまいますね。

そうすると、中身の濃いところまでなかなかいかないと。

そういうことを考えると、充て職も必要であります、むしろそれ以外にこうしたものについては、専門的な知識とか実践をしている、そういう人たちを登用することによって、深いところまで掘り下げていけるし、高度化したことも打ち立てられると思うんです。そういうことで、任命するときには、そういう人たちを多く入れるべきだと思います。

学識経験者という、地震とか災害に強い人だと思ってくれるけれども、これまで町がして来たのは、この人を採用したいけれども行く場所がないから、経験者ということであげてきているわけですね。だから、そういうことがないように、実質的にそれなりの働きができるような人たちを選んでいただきたいと思います、その点について町長の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（堀之内可和君）

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

木内議員がおっしゃいましたように、私もそのとおり考えております。

本当に形骸化した形ではなく、実践的に本当に動いてくれる方、そういった方を任命しようと思っています。

以上です。

○議長（堀之内可和君）

ほかに質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、議案第44号の質疑を終了いたします。

次に、議案第45号 南部町災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、議案第45号の質疑を終了いたします。

次に、議案第46号 南部町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で議案第46号の質疑を終了いたします。

次に、議案第47号 南部町老人医療費助成金支給条例の廃止をする条例の制定について、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で議案第47号の質疑を終了いたします。

次に、議案第48号 山梨県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で議案第48号の質疑を終了いたします。

次に、別冊の一般会計補正予算書をご用意ください。

平成24年度南部町一般会計補正予算（第2号）について、質疑を行います。

はじめに歳入について、質疑を行います。

9ページから11ページまでであります。

質疑はありませんか。

（なし）

それでは次に進めます。

歳出についてであります。質疑を行います。

13ページから17ページ上段の住宅費までであります。

質疑はありませんか。

（なし）

質疑なしと認めます。

次に17ページ上段、消防費から21ページまでについてありますが、質疑はありませんか。

（なし）

それでは質疑なしと認めます。

議案第51号についての質疑を終了いたします。

次に、別冊の特別会計補正予算書をご用意ください。

議案第52号 平成24年度南部町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について、5ページと7ページであります。歳入歳出一括して、質疑はありませんか。

（なし）

質疑なしと認めます。

以上で議案第52号についての質疑を終了いたします。

次に、議案第53号 平成24年度南部町指定居宅サービス特別会計補正予算（第1号）について、13ページと15ページであります。

歳入歳出一括して、質疑はありませんか。

（なし）

質疑なしと認めます。

以上で議案第53号についての質疑を終了いたします。

次に、議案第54号 平成24年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、事業勘定21ページと23ページ及び、直営南部診療施設勘定27ページと29ページについて、歳入歳出一括して質疑はありませんか。

11番、佐野議員。

○11番議員（佐野哲也君）

11番、佐野。

委員会審査でまた細かく聞きたいと思いますが、23ページの上段の退職被保険者等高額療養費の関係ですが、今回500万円の補正が出ていますが、大きな金額であります。

この説明をお願いしたいと思います。

○議長（堀之内可和君）

古屋住民課長。

○住民課長（古屋秀樹君）

1 1 番、佐野議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。

退職被保険者の高額療養費の増額の関係でございますが、当初予算の作成時には過去3年の医療費、高額療養費の平均に伸び率を見まして、ほぼ前年度の決算額並みの金額になりましたので、その金額で予算計上させていただきましたが、医療費がかなり伸びておりまして、500万円ほど不足の見込みとなっております。

8月分の支払いで見てみますと、対象者の方が7名いらっしゃいますが、入院が5件、外来が3件ということで、お1人の方は重複していますので件数が1件多くなっていますが、この伸びの原因としましては、加入者の増加が1つの原因かなと思います。

平成21年から23年度までの加入者の状況を見てみますと、一般の方で183人の減で2,166人、逆に退職医療のほうの加入者の方はプラス25人で251人、現在加入者がいらっしゃいます。

こういったものに伴いまして、医療費のほうも若干伸びているのかなと分析しております。

団塊の世代の方が退職されまして、退職が60歳から65歳の方ですので、ちょうどその方たちが国保に加入しているという現状もございますので、その辺が一因かなと考えております。

以上でございます。

○議長（堀之内可和君）

ほかに質疑はございませんか。

（なし）

質疑なしと認めます。

以上で議案第54号についての質疑を終了いたします。

次に、議案第55号 平成24年度南部町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、35ページと37ページであります。

歳入歳出一括して質疑はありますか。

（なし）

質疑なしと認めます。

以上で議案第55号についての質疑を終了いたします。

次に、議案第56号 平成24年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、43ページと45ページであります。

歳入歳出一括して質疑はありますか。

（なし）

質疑なしと認めます。

以上で議案第56号についての質疑を終了いたします。

次に、議案第57号 平成24年度南部町富沢財産区特別会計補正予算（第1号）について、51ページと53ページであります。

歳入歳出一括して質疑はありますか。

（なし）

質疑なしと認めます。

以上で議案第57号についての質疑を終了いたします。

次に別冊の決算書をご用意ください。

認定第1号 平成23年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について、質疑を行います。

はじめに歳入について、質疑を行います。

第1款町税から第13款使用料及び手数料まで、9ページから14ページの手数料までであります。質疑はありませんか。

(なし)

質疑なしと認めます。

次に14款国庫支出金から21款町債まで、14ページ下段から23ページまで、質疑はありませんか。

12番、仲亀議員。

○12番議員(仲亀七郎君)

20ページの寄附金のところについて、ちょっとお伺いします。

この寄附金については、ここにあるとおりだと思いますが、今盛んにいろいろな関係でふるさと納税とか、いろいろを考えて、ですから税務課がそういう点についてどう考えているのか。それについてちょっとお伺いしたいと思います。

ふるさと納税等についての考え方といいますか、それがこの金額に含まれているかどうか、それらもちょっと説明をしてください。

○議長(堀之内可和君)

ふるさと納税は企画になります。

○12番議員(仲亀七郎君)

ふるさと納税が企画課であれば、昨年は一般寄附が57万9千円ですか、指定寄附が120万円あったと。今年是一般寄附が5万円で指定寄附が239万9千円ですか。

これはどういう形か、内容をちょっとお聞きします。

○議長(堀之内可和君)

佐野企画課長。

○企画課長(佐野隆行君)

仲亀議員の質問にお答えいたします。

今おっしゃられた金額のうち、それぞれ産業振興課、それから福祉、保育と、それぞれの課のほうに指定寄附という形で寄附金をいただいておりますので、その各課の内訳を、ちょっと福祉課長のほうから説明をさせていただきたいと思います。

○議長(堀之内可和君)

望月福祉保健課長。

○保健福祉課長(望月政文君)

それでは引き続いて説明させていただきます。

ふるさと納税ということで寄附をいただきまして、指定寄附で20万円と200万円という形になっておりますが、福祉保健課の扱いでいただきました。

20万円につきましては、避難所の仕切りの財源に充てまして、避難民が避難をしたときに、それぞれ家単位などで仕切りができるような用意をしました。

それから200万円につきましては、12月補正の折にご説明したと思いますが、徳間と陵

草のヘリポートの建設の財源とさせていただきました。

残り10万円につきましては、産業振興へということで産業課のほうで使わせていただいて、残りまた10万円につきましては、保育所の振興に使ってくれということで、保育所のほうに充てております。

以上であります。

○議長（堀之内可和君）

ほかに質疑はございませんか。

（なし）

質疑なしと認めます。

次に、歳出に移ります。

第1款議会費から第2款総務費まで、24ページから32ページの上段までであります。

質疑はありませんか。

（なし）

質疑なしと認めます。

次に、第3款民生費から第4款衛生費まで、32ページ上段から42ページの上段まで、質疑はありませんか。

（なし）

質疑なしと認めます。

次に、第5款農林水産業費から第6款商工費まで、42ページ上段から48ページの中段までであります。

質疑はありませんか。

（なし）

質疑なしと認めます。

次に、第7款土木費及び第8款消防費までであります。

48ページ中段から53ページの上段までであります。

質疑はございませんか。

（なし）

質疑なしと認めます。

次に、第9款教育費について、53ページ上段から65ページの下段まで、質疑はありませんか。

（なし）

質疑なしと認めます。

次に、第10款災害復旧費から第13款予備費及び財産に関する調書までについて、65ページ下段から80ページまでであります。

質疑はありませんか。

11番、佐野議員。

○11番議員（佐野哲也君）

80ページの先ほど説明を受けましたが、開発基金運用状況の調書であります、901万1,700円の、中野のインター周辺の町で計画している土地の関係ですが、議会のほうでもあそこの調査に行きましたが、その後、変更はないと思いますが、この面積はどのくらいになっ

ているか、確認をしたいと思います。

○議長（堀之内可和君）

望月会計管理者。

○会計管理者（望月宝君）

11番議員さんの質問にお答えします。

900平方メートルになっております。

全体につきましては、企画課長のほうで。

○議長（堀之内可和君）

佐野企画課長。

○企画課長（佐野隆行君）

全体の面積ですが、約9千平方メートルとなっております。

ちょっとぴったりした数字は事務所のほうへ置いてきてしまいましたので、全体でこの地区は9千平方メートル程度になります。

○議長（堀之内可和君）

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時31分

---

再開 午後 1時33分

○議長（堀之内可和君）

それでは、時間がかかるようですから再開をして、準備ができ次第報告をしてもらいます。

65ページ下段から80ページまで、ほかに質疑はございませんか。

5番、萩原議員。

○5番議員（萩原敬君）

78ページの債権の奨学金貸付金ということですが、これについて、ここに増減高が66万円円で当然それが増えているということですが、貸付が増えたということなのか、或いは返還金が66万円あったのか、この奨学金についてちょっと説明をお願いしたいと思います。

○議長（堀之内可和君）

若林学校教育課長。

○学校教育課長（若林治君）

5番議員のご質問にお答えします。

これは借りる人が増えたわけでございます。

内訳でございますが、612万円の残高がありまして、これに貸付が84万円、返還が18万円ありましたので、合計で678万円となります。

○議長（堀之内可和君）

ほかに質疑はございませんか。

（ な し ）

それでは先に進めさせていただきます。

先ほどの件を残しまして、質疑なしと認めます。

以上で認定第1号についての質疑を終了し、次に移りたいと思います。

認定第2号 平成23年度南部町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、歳入歳

出一括で質疑はありませんか。5ページから10ページまでであります。

( な し )

質疑なしと認めます。

以上で認定第2号についての質疑を終了いたします。

次に、認定第3号 平成23年度南部町指定居宅サービス特別会計歳入歳出決算認定について、5ページから9ページまでであります。

歳入歳出一括で質疑はありませんか。

( な し )

質疑なしと認めます。

以上で認定第3号についての質疑を終了いたします。

次に、認定第4号 平成23年度南部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、はじめに事業勘定、財産調書を含めまして、7ページから29ページまで、歳入歳出一括で質疑はございませんか。

( な し )

質疑なしと認めます。

次に、直営南部診療施設勘定、財産調書を含め、5ページから14ページまでであります。

歳入歳出一括で質疑はありませんか。

( な し )

質疑なしと認めます。

次に、直営万沢施設診療勘定、財産調書を含め、5ページから12ページまでであります。

歳入歳出一括で質疑はありませんか。

( な し )

質疑なしと認めます。

以上で認定第4号についての質疑を終了いたします。

次に、認定第5号 平成23年度南部町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、財産調書を含め、5ページから23ページまでであります。

歳入歳出一括で質疑はありませんか。

( な し )

質疑なしと認めます。

以上で認定第5号についての質疑を終了いたします。

次に、認定第6号 平成23年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、5ページから9ページまでであります。

歳入歳出一括で質疑はございませんか。

( な し )

質疑なしと認めます。

以上で認定第6号についての質疑を終了いたします。

次に、認定第7号 平成23年度南部町睦合財産区特別会計歳入歳出決算認定について、財産調書を含め、5ページから8ページまでであります。

歳入歳出一括で質疑はありませんか。

( な し )

質疑なしと認めます。

以上で認定第7号についての質疑を終了いたします。

次に、認定第8号 平成23年度南部町富沢財産区特別会計歳入歳出決算認定について、財産調書を含め5ページから9ページ、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

( な し )

質疑なしと認めます。

以上で認定第8号についての質疑を終了いたします。

次に、認定第9号 平成23年度南部町大城平外二山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算認定について、財産調書を含め5ページから8ページまでであります。

歳入歳出一括で質疑はありませんか。

( な し )

質疑なしと認めます。

以上で認定第9号についての質疑を終了いたします。

次に、認定第10号 平成23年度南部町大日向外三山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算認定について、財産調書を含め5ページから8ページまでであります。

歳入歳出一括で質疑はありませんか。

( な し )

質疑なしと認めます。

以上で認定第10号についての質疑を終了いたします。

ここで先ほどの件であります、佐野企画課長から答弁をお願いします。

○企画課長(佐野隆行君)

先ほどの件ですが、全16筆で9,040平方メートルになります。

昨年の1件分は969平方メートルになります。

以上です。

○議長(堀之内可和君)

これで質疑を終結いたします。

---

○議長(堀之内可和君)

日程第8 提出議案の委員会付託を行います。

お手元に配布してあるとおり、各常任委員会へ提出議案を付託いたします。

---

○議長(堀之内可和君)

日程第9 一般質問を行います。

一般質問は、通告書の1つの質問事項ごとに質問と回答を終了し次の質問事項に進む、一問一答方式です。

1人の一般質問の持ち時間は、質問と回答の時間を含め40分間です。

また、同一の質問事項についての再質問は、従前のおり2回までですので、よろしく願いいたします。

なお、残り時間は前方の右壁に表示されますので、十分ご注意ください。

時間が経過した場合は、議長が一般質問を打ち切りますので、申し添えておきます。

最初に、12番、仲亀七郎議員の質問を許します。

仲亀七郎議員の質問は2問あります。

まず、1番目の質問を求めます。

12番、仲亀七郎議員。

○12番議員（仲亀七郎君）

一般質問をさせていただきます。

今、議長より話がありましたように、私は2問ありますが、それぞれ1つずつ質問をしたいと思えます。

その前段として、質問が出た過程についての説明を申し上げたいと思えます。

私は、町長が就任して1年6カ月になる中で、想定外の事件が多く、災害の発生やゴミ処理施設の機械老朽化に伴う経費の増加問題等、諸問題の早急解決が迫られた1年6カ月であったと思えますが、それを一つずつ解決の方向に向け行動を起こしてきたことは、私ばかりでなく、町民も感じているものと思えます。

特に昨年の台風15号は、町長就任5カ月目の発生で、被害も町として想定外の自然大災害でありましたが、町長が陣頭指揮を執り、国・県との度重なる交渉の結果、町の負担額を最小限として解決したところであります。

また、町の最大の課題でありました、ゴミ処理施設の機械の老朽化に伴う問題については、峡南衛生組合との度重なる折衝で委託契約の締結までこぎつけ、現在、委託契約に基づいた方法で峡南衛生組合ゴミ処理施設へ、町民の協力を得て可燃ゴミの搬入をしており、今後、町内にゴミ問題を残さない解決をしたところであります。

こうして就任以来、町で起きた大きな災害やゴミ処理の機械問題等、大きな課題を次々と解決してきたのでありますが、町が基本的に取り組まなければならない課題は、進行している少子高齢化対策と人口対策であると考えますが、ややもすると高齢者福祉の視点に立ち、町民全体の現況を見失うこともあります。

特に、若者対策は必須政策であると思うが、手がかりをどうつかむか、苦慮しているところだと思えます。

また最近、何年ぶりの企業誘致の話を聞きましたが、企業の進出は、停滞している南部町に大きな原動力が生まれることとなるので、全力で取り組むことを求めます。

また、県では横内知事が6月の県議会で「定住政策・他県と連携を」と題して、定住人口の増加に向けた具体策を発表しました。

我が町も、県の方針を検討する中で職員によるプロジェクトチームを組み、将来的な町の姿を具体的に検討し、町民との協働でまちづくり政策の策定を強く求めるところであります。

行政の責任者である町長は、全方位に物事を見て考えなければならないと思えますが、町民の意見や思いをどう把握し、政策にどう生かしていくか、その手段が重要であります。

特に定住促進、生活環境、福祉関係の整備・充実は待ったなしの政策ですが、町の人口問題の現況を見ると、人口の半数以上を女性が占めているのでありますが、その女性の意見を聞くという場が皆無という状態です。女性の意見こそ、政策の基本に組み込む必要があるのではないかと考え、女性の意見を直接聞く組織づくりを強く求めるものであります。

また、5年後に中部横断自動車道が開通したとき、この南部町が通過地点にならない観点から、町の将来展望を主眼とする計画は非常に重要課題です。

現在行っている政策決定システムは要望を待つ政策であり、これでは進歩は望めません。前進につながりません。

今の時代は、行政担当者が先頭に立って、自らが町の発展にかかわっている職場であることを自覚しなければ、町の前進は望めませんので、なお一層の積極的な取り組みを希望して、次の2つの質問をいたしますので、町長の考えをお伺いします。

まず1点は、町政に女性の声が届く組織であります。

前段で申し上げましたが、現在町内では、婦人会が解散したことに伴い、女性の意見を直接聞く方法が失われていると思いますので、町の条例の中で各区に女性部長を誕生させ、町内の女性の意見をいつでも直接聞くことができる体制は不可欠な条件と思い、その制定を強く求め、町長の考えをお伺いいたします。

以上であります。

○議長（堀之内可和君）

12番、仲亀七郎議員の質問が終わりました。

町長の答弁を求めます。

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

仲亀議員の質問にお答えいたします。

女性の声を聞く体制についてであります。私の持論である女性の声を町政にという思いから、昨年の就任以来、私も女性の声を聞く場になるべく出るようにしてきましたが、ご承知のとおり、婦人会組織が今年3月に解散したことから、各種の女性グループ組織へも影響が出たことに懸念をしております。

町内の女性組織は現在、南部町女性団体連絡協議会に加盟し、活動を行っている7団体があり、教育委員会や福祉保健課、交通防災課等が行う諸行事や、自主的活動を通して町へご協力をいただいております。

婦人会の解散に伴い、愛育会から町へも、会員拡大についての協力要請があり、区長会の折に区長にお願いし各区からの意見を集約しましたが、なかなか思うような成果が得られませんでしたので、愛育会では、活動の中で自主的に会員拡大の運動をするという結論に至った経緯があります。

また、交通安全母の会なども、地域間の組織構成の過程で運営組織に難しいところが出ていることも聞いております。

そんな中であって、私も女性のリーダーがまだまだ不足していることから、議員のご意見には大いに賛同するところです。

今回議員から、女性部長の区内への設置を条例の中で制定を、ということではありますが、先ほど申し上げましたが、私も制度化の研究をいろいろな角度から検討させておりますが、条例制定で行うことについては、その対象が女性に限定していることから、その合理的理由や限定理由等の問題から大変難しいという判断に至りました。

また、先進的な地域条例がないかについても調べましたが、ありませんでした。

例えば女性消防隊など、女性を対象を限定し活動している地域がありますが、やはり条例化はされていません。運用の中で行われているようです。

これは、男女共同参画社会から来る問題へ発展する場合もあることから、制度化ではなく、

その組織の中における運用で対応するのがよいのではないか、ということになるものと考えています。

南部町でも男女共同参画推進条例の中で、町の責務や町民の責務として、男女共同参画の推進に努めなければならないことになっております。町で委嘱等を行っている各種の委員会や審議会等の構成を見ましても、そのほとんどに女性の参画が少なく、1割程度ですので、女性の参加ができるその割合を、今後2割、3割と高めていきたいと考えております。

いずれにしましても、女性のリーダーをつくることは必要なことであり、各区内組織へも女性参加は当然推進したく思っておりますので、運用の中で検討していきたいと考えております。

また、女性の声を聞く会として、南部町女性団体連絡協議会の方から、町長と語る会等の招きを受けて参加する機会もありますので、女性の方が進んで社会参加をする呼び掛けを図っていききたいと考えております。

議員の皆さまにも、女性の登用や社会参加ができるよう、ご支援をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（堀之内可和君）

町長の答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

12番、仲亀七郎議員。

○12番議員（仲亀七郎君）

今、町長から詳しくいろいろなことで、私の質問のことで調べてくれたようでありますが、私が基本的に考えていることは、この町が震災だとかそういうことで一番大変だと。特に町長が防災についてかなり力を入れていると。要するに、町民の安全をどう守るのかということが原点にあるわけです。

だから、行政の中でサッと動ける組織というのは絶対に必要だと。やはり、あちらへ頼んだ、こちらへ頼んだということになると、連絡不徹底もあるし、非常に問題があるわけです。

だから、指示を出すとか、連絡をするところは1つにして、同じものがサッといくような、そういう組織をつくるということが重要ではないのかと。特にそれは、いろいろ業務の中で大切なことだと思います。

今、町長が運用の中でということでございますので、ひとつ是非その点について考えていただければ結構だと思います。

以上でこの質問は終わります。

○議長（堀之内可和君）

それでは仲亀七郎議員の1番目の質問を終了いたします。

続きまして、2番目の質問を求めます。

12番、仲亀七郎議員。

○12番議員（仲亀七郎君）

それでは、ちょっと欲張りまして申し訳ございませんが、2つ目の質問をさせていただきます。

定住環境の整備で魅力ある町にということであります。

町にとって定住環境の整備は、人口対策として必要不可欠な課題であり、人口減少問題はやむやむと時代の趨勢ととらえ、過ぎ去る方向があります。

しかし、少子高齢化の進行は著しく、今成すべき政策はこれからの南部町の道しるべとなり、最も重要な課題であります。

5年後に中部横断自動車道が開通したときには、町の方向性が的確に決定されていなければなりません。

それには、山紫水明の潜在的魅力のある我が町を大きく宣伝することです。

そのことが企業誘致や町の活性化につながり、住みよいまちづくりを目指す対策に結び付くものと考えます。

特に行政にあつては、日々の業務に対し、従来の要望を待つ政策から、進んで取り組む姿勢を前面に出して、町民のための職場で働く自覚と責任の所在をはっきりとさせ、業務管理体制の強化を図り、町を変えていく決意と決断で、希望と魅力あるまちづくりの計画をどう考えているか、町長の考えをお伺いいたします。

○議長（堀之内可和君）

12番、仲亀七郎議員の質問が終わりました。

町長の答弁を求めます。

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

仲亀議員の希望と魅力あるまちづくりの計画について、ご質問をいただきました。

定住環境の整備、今も昔もまたこれからも、行政の行うべき最大の仕事であります。町民がいかに快適に便利に暮らせるか、そのために行政は何をなすべきか。

高度成長期には、道路・水道・スポーツ施設・文化施設・福祉施設等の整備により、日本人の生活水準は飛躍的に向上しました。

しかしながら現在、先の見えない経済不況、1千兆円にも達する財政赤字、行き詰る社会保障問題、混迷極まるエネルギー問題、少子高齢化の波等々、数々の難題を抱え、国はもとより、町政の舵取りも大きな分岐的に差しかかっているのではないかと感じております。

このような状況の中で、町が一番に取り組むべき施策は、若者の定住化であると考えます。

理想を申せば、企業立地が成立し、雇用の場が確立されることが近道であると考えますが、なかなか思うようにいかないところであります。

第2東名の開通及び5年後の中部横断自動車道開通を追い風に、若者の流出を防ぎ、他地域からの転入を促す施策として、若者向け集合住宅の建設と宅地分譲の2本を大きな柱として考えております。

若者向け集合住宅につきましては、手始めに、万沢中学校の跡地に建設すべく計画を進めております。また、宅地分譲については、新たな適地を模索している段階であり、例えば富河中学校の跡地や町所有の遊休地等、総合的に判断しながら将来に向けて一貫性のある計画を立てたいと思っております。

今回のご質問の中に、定住環境の整備施策とともに、それに取り組む職員の姿勢についても言及がございました。

議員ご指摘のとおり、職員の事業に対する積極的な姿勢こそが、事業達成に不可欠な要素であると思っております。ともすれば事なかれ主義に陥り、失敗を恐れ消極的になってしまったり、年功序列という枠組みの中で向上心が失われたり、個人の能力が数字として表れにくい環境下で仕事に対する情熱や探求心を持ち続けることは、簡単なことではないと思っております。

それで私なりに、職員の意識向上と職員の個性の把握を目的に、管理職以下の若い職員に対し、「もし自分が首長だったら」と題し、町政のことや職場のことについて、考えていることを作文にして提出させました。その後、提出者全員と個人面談を行い、ジェネレーションギャップを感じつつも、今後の舵取りに大きなヒントをいただきました。

また、毎年行っております、高齢者や女性団体との交流のほか、初めての試みではありますが、南部町商工会の青年部の皆さんとの意見交換会にも参加させていただき、働き盛りの若い人たちの生々しいご意見を伺いました。

今後、自治体の生き残りをかけ、より良い行政を遂行するためには、職員の意識の中に民間意識を高めることが必要不可欠であると思っておりますので、議員各位にはさらなるご指導とご助言をお願いする次第であります。

以上です。

○議長（堀之内可和君）

町長の答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

12番、仲亀七郎議員。

○12番議員（仲亀七郎君）

今、町長から回答をいただきました。

非常に前向きというか、町長の考えていることをざっくばらんに言ってくれたので、これに対して、どうこういうわけではありませんが、職員の皆さんには耳の痛い話を少しさせてもらいたいと思います。

実は私、今回、一般質問をやる場合に町はどうしたら良くなるかという、自分の今までの経験といいますが、今までやってきたことについて、どこがネックかということなんです。

これについて、実は私は文中の最後のほうに、業務管理体制という言葉を使ってあります。この言葉を使ったのは、なぜかと言うと、各課にそれぞれの責任分野がきちっと決められているのか。決められていなかったら、決めるべきだと。

例えば、宣伝をしようといったって、1つ端的なことを言えば、皆さん静岡から来てトンネルをくぐってここへ来たときに、大きな看板があるんですよ。あれはずっと枝があって何も見えない。

だから、ああいうものをどこの課が管理する、そういうようなことで、やっぱりその枝をもっと切れれば、あそこに大きいロマンの町という看板があるわけですよ。そういう、いわゆる町を宣伝すると。みんなに知ってもらう。いい町だなと思えば来るわけですね。

最近、私の家の前を、この夏は東京の車・バスが何台か入りました。それでおかしいな、どこの民宿へ行くのかなと思ったら、要するに東京からスポーツクラブでマイクロバスを2台持ってきて、観光バスで来ますよね。マイクロバスへ乗り換えて、グリーンロッジへ行って泊まると。こういうことのように。

ですから、やはり宣伝がいかに大切かということは、もう歴然としたもので、やっぱり知らせることがどのくらい必要かということでもあります。

特に町長は執行責任者でありますから、執行権は誰にもない、町長しかないわけですから、やっぱりこうだと思ったら、きちっと職員にやるように指導すると。1つの、私たちは一般会社ですから、社長が言ったことを聞かなければもう左遷か何かですよ、辞めるか。そして儲

からなければ首とこういうことですが、たまたま町長は首になりますけれども、他の者は安泰です。会社は潰れるわけではありませんから。やはりみんなに頑張ってもらって、そしてそれぞれの自覚を持ってやるということでない、物事が何も進まないわけですね。

毎日、職場へ来てそのままいけば、それぞれの任務が果たせると思ったら、若干違う分野があるんだと思います。そういう点をぜひ考えてほしい。

例えば人口の問題を考えると、合併してから今日までで大体1,700人ぐらい減っている。これをパーセンテージにすると16.5%。職員と臨時とパートを合わせると、減っているのは13.1%でそのほうが減っていないんですよ。

だからそれがいいか悪いかではないですよ。やっぱりそういうこともきちっと、ちゃんとどこかで話をして、みんなに頑張ってもらわないと。そういうことによって、頑張ってもらおうということですね。

世帯数については、3.76%しか減っていないと。ですから、いかに1人家族というか、そういうものが多いかということになる。やっぱり私が先ほどちょっと質問をしましたけれども、税務のほうでは税金をもらう、いろいろあればよそで頑張っている人たちに事情を話して、要するにふるさと納税をしてもらうと。

やはり、入るを図って出るを制すということでやれば、なお財政の中では、いろいろとやりくりができるのではないかなと。そういうことを町長は各課の仕事を全部覚えられませんが、責任者として執行権があるわけですから、ちゃんと綴じておいて、どういうことがというぐらいのことをしてもらえれば、大変ありがたいなと思います。

いろいろ話をしたいことはいっぱいありますが、とにかく宣伝というのは案外軽く思われているけれども、やっぱりいい町だということが分かれば、人は集まるんですよ。

特に今、町長が言われたいわゆるベッドタウン化の問題をやっているものですから、私もそれに賛成であります、とにかく人が来ること。こういうことに努めていったらいいかと。

例えば健康。言うならば、昔は山村留学といいましたが、空き家を利用しながら健康留学的な問題を推進するとか、民宿の空いているところに企業化の育成を図ると。Iターンですね。そういうようなものを考えたらどうだろうかということですね。

定住化の関係、これについてはもう町長が決断をすれば、どうにでもなる分野があるんですね。私は前から持論で話をしているんですが、例えばバスの委託をしていると、これも町が金を出して委託をしているわけですから、条件を付けたらどうだと。

やっぱり30歳から50歳くらいの人を定期バスの運転手にすれば、子どもがいるし、そういうことで何でも安ければいいということではなくて、そういうことを考えて、賃金にしても町内の平均勤労者の賃金を払うということを考えながらやってもらえば、非常にいいのではないかと思います。

いろいろ話をしたいことはいっぱいありますが、いずれにしても、何としても執行権のある町長がきちっとやってくれば、町はある程度進んでいくだろうし、私個人も町長がやっている今までの取り組みについては、年数がまだまだ1年6カ月ぐらいですが、頑張ってもらっている。

だから、これを何とか前進させて、そして明るい町にして、人口が減らない方法、やっぱり一番は女の人が、例えば私たちの息子がいなくなったらどうするかと。奥さん方がいろいろ心配するんですね。

だから先ほども言いました企業誘致とかそういう問題があったら、全力で県の知事を動かすぐらいやってもらって、南部町を大いに売ってもらおう。パンフレットも良くなりましたけれども、このパンフレットもこちらで見ればいいではなくて、これを見たら来たいなと思うような、この後ろをもうちょっと大きい字にしてやってもらおうということで考えております。そういう考え方を持っております。

町長にどうするかなんていう質問はしませんが、いずれにしても、そういう諸々の考え方があるし、私が今厳しい言い方をしましたけれども、とにかく人口が8千人台になってしまったということでありますから、仕事の問題、そういう問題も自分のところでやれることは、ぜひやってほしい。

これは実際にあったことですから、光の問題を散々やりましたね。あのときに議会へ当時の企画の担当が全部書いて持ってきましたね。そして説明をしました。我々はそれを見て納得して、ではいいだろうと。

その作った者は誰だと言ったら、職員が作っているんですね。だからできるんですよ。

だからやっぱり町のことは必ず専門家に頼むといたって、こちらから材料を出さなければ専門家はできないわけですから、少し苦勞すれば全部、自分のところで分かるようにできるので、そういうことも含めて、一つ町長には大変ご苦勞であるけれども、そういう点をお願いして、この質問については、先ほど運用の話からいろいろな話がありましたが、職員の面接だとか、いろいろやってくれているようでありますから、一つ行政が先頭に立って、町民を引っ張っていくという体制づくりだけお願いをして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（堀之内可和君）

以上で仲亀七郎議員の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

再開は25分からといたします。

休憩 午後 2時12分

---

再開 午後 2時25分

○議長（堀之内可和君）

休憩前に引き続きまして、再開いたします。

次に、2番、望月將名議員の質問を許します。

2番、望月將名議員。

○2番議員（望月將名君）

私がちょうど4年前に議員に初当選いたしまして、確かその時に、最初に一般質問で小水力発電の勧めということでやったような、今それが蘇っております。

そんな中で今日は、再生可能エネルギー活用への提言としまして、町長に提言いたします。

東日本大震災後、原発に代わるエネルギーとして、太陽光や水力・風力等に注目が集まっています。

7月には、こうした再生可能エネルギーの普及を目的とした固定価格買取制度が始まり、買取価格は、太陽光発電が42円、小水力で35.7円、バイオマスで33.6円、さらに買い取り期間は20年間を保障する国の制度が施行されました。

買い取りの期間と価格が法律で定められ、地域の特徴を生かしたエネルギー対策が必要不可欠となった今日、自らのエネルギーを自らの手で確保しなければならないと思います。

それには、各自治体、町村が先頭に立ち、どんな形でもよいので、採算性等あまり考えず、まず実施することが大切かと思えます。

地域特有のエネルギー資源でもある水力・木質バイオマス、そして無限の可能性を持つ太陽光の利活用等に、地域での活性化のチャンスが到来していると言えます。

町内を見渡すと、豊富な森林資源、これらを使ったバイオマス発電、薪ボイラーを使つての町内の温泉施設への利活用、また小水力発電に適した場所が多く点在している町であります。

県の企業局が、身延町大城川の、砂防堰堤の落差を利用した小水力発電に取り組んでいます。また、我が町の戸栗川砂防堰堤も最適地として調査済みであります。

こうした中、山水徳間の里に環境エネルギー村と称し、小水力発電所、木質バイオマス発電、風力発電、太陽光発電等の小規模なものを一堂に造り、体験学習のできる施設としてはどうでしょうか。

現在小中学校では、環境エネルギー教室が全国で行われております。グリーンロッジ、民宿、また奥山温泉との連携をうまく利活用した施設を提言いたします。

○議長（堀之内可和君）

望月将名議員の質問が終わりました。

町長の答弁を求めます。

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

ご質問をいただきました、将名議員の再生可能エネルギー活用への提言、お答えいたします。

山水徳間の里に環境エネルギー村と称し、小水力発電施設、木質バイオマス発電施設、風力発電施設、太陽光発電施設を一堂に集めた体験学習施設をつくったらどうか。また、それらの施設を地元で利活用し、地域の活性化を図ったらどうかという、大変具体的な提言をいただきました。それに対して、今後の再生エネルギーに対する町の姿勢及び、私の考えていることをお答えいたします。

大震災以降、脱原発の観点から、原子力エネルギーに代わる環境にも優しい再生可能エネルギーが、以前にも増して注目を集め、数々の法改正や規制緩和が進められているところであります。

議員のご指摘のとおり、24年7月より再生可能エネルギーの固定価格買取制度も施行され、太陽光発電以外の発電においても売電できることとなりました。

また、山梨県においては、エネルギーの地産地消に向け、特定地域での大幅な規制緩和や、予算や税制面での優遇を目的とする総合特区の申請について検討に入ると、再生可能エネルギーの普及促進が急ピッチで図られているところであります。

現在、太陽光・風力・地熱・小水力・バイオと5種類の再生可能エネルギーが語られているわけですが、それぞれの地域でそれぞれの地の利を生かした取り組みが進んでおります。県内では豊富な水量と日照時間日本一を背景に、北杜市において小水力発電所及び太陽光発電所が稼働しており、注目されております。

また、早川町においては、発電施設ではありませんが、豊富な森林資源を背景に、町営の温泉施設「ヴィラ雨畑」の灯油ボイラーをバイオマスボイラーにする試みが実施されております。

そこで南部町の地の利について考えますと、富士川、戸栗川の自然水利と町全体の87%を占める森林資源が浮上してまいります。

地の利では、小水力とバイオマスが考えられますが、小水力に関しては、このところの水不足の状態を見ておりますと、発電に必要な安定的な水量を確保できるかという点が危惧されます。バイオマスに関しては、多大な初期投資を要す上にランニングコストを考えますと、今の段階では躊躇せざるを得ません。

しかしながら、再生可能エネルギー関連企業の技術革新のスピードも上がって来ておりますので、安価な発電プラントの登場も近いのではと思われれます。

そこで、南部町としても今すぐに取り組むことはできないまでも、決して消極的な体制ではなく、常に新しい情報収集に努め、積極的な体制で臨んでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（堀之内可和君）

町長の答弁が終わりました。

再質問はありませんか。

2番、望月将名議員。

○2番議員（望月将名君）

今、町長から南部町の地の利を考えて、水力発電につきましては、今年のように渇水しているから、その辺でちょっと無理ではないかなと。

そうは言っても、これは考えていかなければならないというお答えでございます。

そういう中で、やはり私が一番言いたいことは、これは自然に優しいエネルギー開発を、先ほどもこの文書の中にもありましたように、本当に町が先頭に立って、コストを考えずに、まずやるのが、私は大事なことではないかと思っております。

そんな中で、私も以前議員になる前に、優しいエネルギーというNPO法人に加入しております、小水力とか、そういうものをかなり勉強させていただきましたが、やはり何が何でもこれは地球全体の問題だと思いますので、ぜひとも前向きに、1からでもいいですから、やっていただきたいなと思っております。

以上です。

○議長（堀之内可和君）

要望ということでよろしいですか。

○2番議員（望月将名君）

はい。

○議長（堀之内可和君）

以上で望月将名議員の質問を終わります。

次に、1番、市川強議員の質問を許します。

1番、市川強議員。

○1番議員（市川強君）

1番、市川、一般質問をいたします。

私も4年前に議員に選ばれて、一般質問を約50問いたしました。

その中で、黄色いハンカチ、今回3回目であります。

質問内容、黄色いハンカチで防災安全確認を。

東日本大震災において、津波の被害で多くの犠牲者が出てしまった。地震による被害も少なからず出たかと思われます。

私たちの町は、津波の心配はないので少しは安心ですが、地震の直接被害、家屋の倒壊・火災・山津波などが予想されます。

救助の際に、すべての家の被害を確認することは難しいと思われる。災害の際には、まず各自における自主防災意識が必要です。災害の際には、被害者に対して1分1秒でも早い救助が必要です。

そのためには、安全な家と危険な家・心配な家の区別を、早急に付ける必要があります。

そこで22年3月議会でも一般質問をいたしました黄色いハンカチで、防災安全確認が出てきます。

黄色いハンカチとは、最初に静岡県富士宮市でしたんですが、「我が家は大丈夫、黄色いハンカチ作戦」といって、地震対策の推進地域の静岡県で各種防災会などが主体となり、町内会に配布してあるハンカチです。

このハンカチの使い道はといいますと、地震や災害被害があったときに、被害のない家庭が軒先や目立つところにハンカチを掲げることにより、消防団や地域役員の見回りの方々が、この家はハンカチが上がっているから大丈夫となり、とりあえず後で巡回しようということになり、ハンカチが上がっていない家は何かトラブルがあると考えられ、1分でも1秒でも早く発見できることとなります。

我が町南部町は、山梨県と静岡県で唯一の同報系防災無線が整備されていない自治体でありますので、少しでも行政は地域住民の命を守るために努力しなければならない。

表が黄色、裏が赤色の2色の、黄色いハンカチは2歩ほど進めて、縦横100センチぐらいの三角巾サイズで表が黄色、裏が赤色の2色の三角巾サイズにすることにより、安全確認はもとより、ケガなどを負ったときに三角巾にもなり、重傷者は赤色側を表、負傷している・軽症しているは黄色側を表に巻くことにより、遠目からもトリアージ（識別救急）の判定になる。

いつ起こるか分からない東海地震に備えて、町が全世帯に配布して町民の啓蒙のためにも意識の向上が図れるようにしてもらいたい。

○議長（堀之内可和君）

市川強議員の質問が終わりました。

町長の答弁を求めます。

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

せっかくの機会ですから、はじめにこの場をお借りしまして、先日、各戸に配布しました、保存版・防災パンフレットですが、大変分かりやすく解説してあります。

町民の皆さんには何度となくお読みいただき、基本的な知識を身に付けていただきたいと思います。

それでは、市川議員さんのご質問にお答えいたします。

黄色いハンカチを町が全世帯に配布し、町民の啓蒙のためにも意識の向上が図られるのでは、とのご意見であります。私も黄色いハンカチを掲げる意味というものは十分理解しております。

私の災害対策に対する考え方の一端を述べさせていただきますが、ご質問をいただいた黄色

いハンカチ作戦であります。災害時に1人も見逃さない、見逃してはならない、かつ迅速な安否確認と支援を容易に行うための手段として展開されている、防災減災への一助であると思っております。

特に地震災害では、自助・共助で助かる割合は8割から9割と言われております。阪神淡路大震災はその事例とも言えます。

先月末には内閣府より南海トラフの巨大地震に対する津波高、想定浸水区域、被害想定等が発表されました。

災害時への心構えとして、自助・共助・公助の3つの強い要素がありますが、私はその中でも共助が、防災の要であると言っても過言ではないと認識をいたしております。

発災時において、一刻も予断を許さない状況下では、自らの身の安全を自分で守り、近隣の人たちと協同で被災者の救助・救援に努めなければなりません。

そのために各自治会単位等で組織される、自主防災組織の役割は重要であります。各区長さん、いわゆる各自主防災会長さんというリーダーシップのもとで、自主防災活動を行っていただける強力な自主防災組織を構築していただけるよう、各区長さん方には今後改めてお願いをまいります。

また、公助といわれる我々自治体機関は、今後の災害対策をしっかりと見つめ、町民の尊い命を守り、災害に強いまちづくりを目指すために、喫緊事業に取り組んでまいります。

今回の黄色いハンカチ作戦への対応であります。今年度、町の総合防災訓練において、黄色いハンカチ作戦に取り組まれた自主防災会がありました。

地域の防災力を高める支援事業補助金として、毎年、各自主防災会へ10万円を補助しておりますが、各自主防災会において、地域に合った思考で物品等、年次計画で備えていただいております。

今後、自主防災会が強化されていくためにも、この補助金等を活用していただき、黄色いハンカチ作戦が各地区において、災害時の安否確認手段として、また被害を最小限にするための支援策として浸透させていただくことが大切ではないかと思っております。

以上です。

○議長（堀之内可和君）

町長の答弁が終わりました。

再質問はありませんか。

1番、市川強議員。

○1番議員（市川強君）

自らの身は自ら守る、防災の基本なものですから、自らの身の安否を意思表示する行動も、これしかり。ハンカチ自体は防災に対して直接効果は薄いかもしれませんが、このハンカチにより、1人でも2人でも救われるならば、費用対効果はそれで十分なわけです。

南部区は8月に地区400世帯に黄色いハンカチ400枚を配布しました。南部地区住民による自助の心がけが、少しかもしれませんが養えたと思います。

そのときの単価は1枚、黄色いハンカチだけでしたので、300円だったそうです。そうすると400枚で12万円。町からの補助が10万円、区から2万円を出して購入したそうです。

これは大きな区も小さな区も一律10万円の補助が出るという、今、案内でしたが、南部区以外、10万円×24区、240万円。約3,300世帯あります。黄色と赤のハンカチで大

判サイズにして500円ほどで大体できるという話です。

そうすると170万円ほどあれば、町内の全世帯に区の補助なしに配布することができます。町長の考えを伺います。

○議長（堀之内可和君）

市川強議員の質問が終わりました。

町長の答弁を求めます。

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

私は今のその金額というよりも、私は自分の持論であります、防災には本当に力を入れたいんです。ですから、いろいろなことをカットしてでも、この予算を付けたい。

ただし、やっぱり財政事情がありますから、かなりその影響が出てきますから、これはまたとりあえず各区に10万円ずつ入っていますから、それで対応していただいて、その後その状況を見ながら、もしそういう声が多いのであるなら、さらにその金額を増やしていきたいなど思っております。

以上です。

○議長（堀之内可和君）

町長の答弁が終わりました。

再質問はありませんか。

○議長（堀之内可和君）

市川議員の一般質問を終了いたします。

以上で一般質問を終結いたします。

---

○議長（堀之内可和君）

日程第10 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配布してあります、議員派遣の件のとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

ご異議なしと認めます。

よって、お手元に配布してあります資料のとおり、議員派遣をすることに決定いたしました。お諮りいたします。

ただいま議決しました議員派遣について、やむを得ず、変更が生ずる場合は議長に一任をお願いしたいと思います。ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣について、やむを得ず変更が生ずる場合は議長に一任することに決定いたしました。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

これで本日の会議を閉会といたします。

なお、10日月曜日は、本会議2日目現地視察を行います。

午前9時30分開会となりますので、議員の皆さまは、午前9時までに控え室にご参集ください。

また、11日火曜日、12日水曜日は、各常任委員会の審査が行われます。

会場は2階大会議室、開会は午前9時であります。

時間までに2階大会議室にご参集くださるよう、よろしくお願い申し上げます。

以上で散会といたします。

本日はご苦労さまでした。

議員の皆さまは控え室にご参集ください。

散会 午後 2時53分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

平成24年 9月 7日

南部町議会議長

堀之内可和

会議録署名議員

遠藤雄一

会議録署名議員

小林福雄

本会議録の作成にあたった者の氏名は次のとおりである。

議会事務局長

望月哲也

平成 2 4 年

南部町議会第 3 回定例会会議録

9 月 1 0 日

平成24年南部町議会第3回定例会（第2日目）

議事日程（第1号）

平成24年9月10日  
午前9時30分開議  
於 議 場

1. 議長あいさつ
2. 開会・開議
3. 日程報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 現地視察

4. 出席議員は次のとおりである。（12名）

1番	市川 強	2番	望月 將名
3番	籾持 雅	4番	内田 大明
5番	萩原 敬	6番	遠藤 雄一
7番	小林 福雄	9番	木内 利明
11番	佐野 哲也	12番	仲亀 七郎
13番	鍋田 幹雄	14番	堀之内 可和

5. 欠席議員

8番 佐野 礼三

6. 会議録署名議員

9番 木内 利明

11番 佐野 哲也

7. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（2名）

建設課長 鈴木正規

生涯学習課長 仙洞田秀文

8. 職務のために議場に参加した者の職氏名（1名）

議会事務局長 望月哲也

開会 午前 9時30分

○議長（堀之内可和君）

おはようございます。

ただいまから平成24年南部町議会第3回定例会、2日目の会議を開会いたします。

本日、佐野礼三議員より、欠席届が提出されておりますので報告します。

ただいまの出席議員は、12名で定足数に達しておりますので、平成24年南部町議会第3回定例会、2日目の会議は成立いたしました。

それではただちに本日の会議を開きます。

---

○議長（堀之内可和君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により議長において、9番 木内利明議員及び 11番 佐野哲也議員の両名を指名いたします。

---

○議長（堀之内可和君）

日程第2 ただいまから、現地視察を実施いたします。

順路は、お手元にお配りいたしました行程表のとおりであります。

ただちに現地に行きますので、お願いいたします。

《現地視察》

---

○議長（堀之内可和君）

現地視察が終了いたしました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

次の本会議は、9月19日水曜日午前9時30分より、3日目を開会いたします。

議員の皆様には、午前9時までに控え室へご参集ください。

なお、11日火曜日、12日水曜日は、各常任委員会の審査が行われます。

会場は2階大会議室、開会は午前9時であります。時間までに2階大会議室にご参集くださるよう、よろしくお願い申し上げます。

以上で散会といたします。ご苦労さまでした。

閉会 午後 2時25分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

平成24年 9月10日

南部町議会議長

堀之内可和

会議録署名議員

木内利明

会議録署名議員

佐野哲也

本会議録の作成にあたった者の氏名は次のとおりである。

議会事務局長

望月哲也

平成 2 4 年

南部町議会第 3 回定例会会議録

9 月 1 9 日

平成24年南部町議会第3回定例会（第3日目）

議事日程（第1号）

平成24年9月19日  
午前9時30分開議  
於 議 場

1. 議長あいさつ
2. 開会・開議
3. 日程報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 請願等審査報告

日程第3 請願等審査報告に対する質疑・討論・採決

日程第4 町長提出議案常任委員会審査報告・質疑

日程第5 町長提出議案の討論・採決

議案第44号 南部町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について

議案第45号 南部町災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について

議案第46号 南部町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第47号 南部町老人医療費助成金支給条例を廃止する条例の制定について

議案第48号 山梨県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

議案第51号 平成24年度南部町一般会計補正予算（第2号）

議案第52号 平成24年度南部町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

議案第53号 平成24年度南部町指定居宅サービス特別会計補正予算（第1号）

議案第54号 平成24年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第55号 平成24年度南部町介護保険特別会計補正予算（第1号）

議案第56号 平成24年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議案第57号 平成24年度南部町富沢財産区特別会計補正予算（第1号）

認定第1号 平成23年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 平成23年度南部町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 平成23年度南部町指定居宅サービス特別会計歳入歳出決算認定について

- 認定第4号 平成23年度南部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第5号 平成23年度南部町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第6号 平成23年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第7号 平成23年度南部町睦合財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第8号 平成23年度南部町富沢財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第9号 平成23年度南部町大城平外二山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第10号 平成23年度南部町大日向外三山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第6 議員提出議題の報告
- 日程第7 議員提出議案の上程・説明・質疑・討論・採決
  - 発議第2号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書の提出について
  - 発議第3号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の提出について
  - 発議第4号 南部町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
  - 発議第5号 南部町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第8 閉会中の継続審査について

4. 出席議員は次のとおりである。(13名)

1番	市川 強	2番	望月 將名
3番	籾持 雅	4番	内田 大明
5番	萩原 敬	6番	遠藤 雄一
7番	小林 福雄	8番	佐野 礼三
9番	木内 利明	11番	佐野 哲也
12番	仲亀 七郎	13番	鍋田 幹雄
14番	堀之内 可和		

5. 欠席議員(なし)

6. 会議録署名議員

8番	佐野 礼三	12番	仲亀 七郎
----	-------	-----	-------

7. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(24名)

町長	佐野 和広	教育委員長	若林 一明
代表監査委員	大窪 昌樹	教育長	久保川 昭弘
会計管理者	望月 宝	総務課長	若林 正昭
交通防災課長	望月 一弥	企画課長	佐野 隆行
財政課長	四條 和彦	税務課長	青木 司
住民課長	古屋 秀樹	福祉保健課長(兼) 地域包括支援センター所長	望月 政文
アルファセンター所長	小倉 弘規	デイサービスセンター所長 (兼)老人福祉センター所長	近藤 勝
健康管理センター所長	小池 治男	子育て支援課長	田村 秋人
水道環境課長	長坂 正志	環境センター所長	若林 邦治
産業振興課長(兼) 農業委員会事務局長	斉藤 文明	建設課長	鈴木 正規
登記室長	佐野 日出夫	学校教育課長	若林 治
生涯学習課長	仙洞田 秀文	生涯スポーツ課長	望月 良治

8. 職務のために議場に出席した者の職氏名(1名)

議会事務局長 望月 哲也

○議長（堀之内可和君）

おはようございます。

定例会2日目の現地での事業確認、また2日間の委員会審査での慎重審議、誠にご苦労さまでした。

後ほど各常任委員長より報告がございますが、議員よりさまざまな質疑がありました。

執行部の皆さまには、これらの質疑を参考に、今後の予算編成や行政執行に生かしていただきますよう、お願いするものであります。

過日、南部中学校の輝城祭がありましたが、秋は運動会、福祉健康まつり、体育祭、文化祭等の事業が多くあります。

このような行事の中で、本町のまちづくりが育まれることを期待しております。

なお、本日が、今後臨時会がない限り、最終の本会議となりますので、写真撮影を総務課のほうへ依頼しましたので、ご承知を願いたいと思います。

それでは本日も円滑なる議会運営に格段のご協力をお願い申し上げまして、開会のあいさつといたします。

ただいまから、平成24年南部町議会第3回定例会3日目の会議を開会いたします。

ただいまの出席議員は、13名で定足数に達しておりますので、平成24年南部町議会第3回定例会3日目は成立いたしました。

それでは、ただちに本日の会議を開きます。

---

○議長（堀之内可和君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により議長において、8番 佐野礼三議員、及び12番 仲亀七郎議員の両名を指名いたします。

---

○議長（堀之内可和君）

日程第2 常任委員会に付託いたしました請願等、審査の結果について、報告を求めます。

最初に南部町議会收受第8-4号の依頼、地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の採択について、総務建設常任委員会 萩原敬委員長、報告をお願いします。

5番、萩原議員。

○総務建設常任委員長（萩原敬君）

それでは依頼の審議の結果について、報告いたします。

今期定例会において、議長より総務建設常任委員会に付託されました1件の依頼について、9月11日午後3時より、南部町役場本庁舎2階会議室において、地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の採択の依頼について、慎重に審議をいたしました結果、森林の整備保全等により、地球温暖化防止をより確実なものとするためには、恒久的・安定的な地方財源を確保・充実する仕組みの早急な構築が極めて重要なことであり、依頼の趣旨もよく理解できるので、全員一致で本案件を採択と決定いたしました。

なお、その結果については、会議規則第93条の規定に基づき、別紙のとおり議長に委員会報告を提出してあります。

以上で報告を終わります。

○議長（堀之内可和君）

次に、請願第1号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書の提出について、文教厚生常任委員会 佐野哲也委員長、報告をお願いします。

○文教厚生常任委員長（佐野哲也君）

請願の審議の結果について報告いたします。

今期定例会において、議長より文教厚生常任委員会に付託されました1件の請願について、9月12日午後1時40分より、南部町役場本庁舎2階会議室において、慎重に審議をいたしました結果、請願第1号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書については、将来を担う子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会基盤づくりにとって極めて重要なことであり、請願の趣旨もよく理解できるので、全員一致で本請願を採択することに決定いたしました。

なお、その結果については、会議規則第93条の規定に基づき、別紙のとおり議長に委員会報告を提出してあります。

以上で報告を終わります。

○議長（堀之内可和君）

以上で、南部町議会收受第8-4号の依頼及び請願第1号に関する各常任委員会委員長の報告を終結いたします。

---

○議長（堀之内可和君）

日程第3 請願等審査報告に対する質疑・討論・採決を行います。

南部町議会收受第8-4号の依頼、地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の採択について 及び、請願第1号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書、以上の2件についてを一括議題とし、最初に質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

引き続き一括で討論いたします。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論なしと認めます。

以上で討論を終了いたします。

次に採決を行います。

最初に、南部町議会收受第8-4号の依頼、地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の採択については、委員長の報告のとおり、採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

( 起立全員 )

起立全員であります。

よって、南部町議会収受第8-4号の依頼については、採択することに決定いたしました。

次に、請願第1号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書については、委員長の報告のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

( 起立全員 )

起立全員であります。

よって、請願第1号については、採択することに決定いたしました。

---

○議長(堀之内可和君)

日程第4 常任委員会に付託しました、町長提出議案の審査報告及び審査報告に対する質疑を行います。

最初に、総務建設常任委員会の審査報告及び審査報告に対する質疑を行います。

総務建設常任委員会委員長報告を求めます。

総務建設常任委員会 萩原敬委員長。

○総務建設常任委員長(萩原敬君)

総務建設常任委員会、委員会審査報告をいたします。

本委員会は、平成24年9月1日火曜日に開会し、午前9時から午後3時まで審査いたしました。

審査会場は南部町役場本庁舎2階大会議室です。

出席者は、委員長私、萩原敬、佐野礼三副委員長、鍋田幹雄委員、木内利明委員、小林福雄委員、望月將名委員、堀之内可和議長。

執行部からは、総務課、交通防災課、企画課、財政課、税務課、産業振興課、農業委員会、建設課、登記室、議会事務局の各課長、室長、局長及び担当職員が出席いたしました。

お手元に配布のとおり、総務建設常任委員会に付託された、議案第44号から認定第11号まで10件の議案について、所管課より説明を受け、慎重審議の結果、いずれも原案どおり可決及び認定すべきものと決定しました。

なお、審議の過程において次の質疑があり、所管課からそれぞれ答弁がありました。

質疑の内容について、抜粋して報告をさせていただきます。

それでは、お手元に配布の、総務課分庁舎万沢支所の関係からいきたいと思います。

2ページでございます。

上から12行目になります。

問 P12 総務使用料中 オフトーク通信使用料について説明を。

答 オフトークによる広告放送の利用料で162回分です。なお、今年の3月15日から現FM告知放送への切り替えがなされたところです。これにより、切り替え以降3月中の5件もこの中に含まれています。

それから少し下がります、下から11行目になります。

問 財産貸付収入中 情報通信設備貸付収入788万5,861円について説明を。

答 23年度に完成した情報通信基盤施設整備事業、光ファイバーケーブルのIRU契約に基づくNTTへの光電送路施設に対しての貸付収入です。なお、昨年12月に774万7千

を見込み計上しましたが、供用開始による期間により精算され、若干、予算より増額になっています。

まくっていただきまして、4ページになります。

交通防災課関係、上から9行目。

問 身障者・高齢者を重視した計画・訓練でなければならないと思うが、その点についてどう考えるか。

答 要援護者対応であります。災害時に支援を要する身障者や高齢者の人的情報を把握するため、関係課等との連携を図り、災害初期体制の迅速化に努めなければならないと思っております。また、各地区の民生委員さんの協力も得ながら、小地域、各組単位等で要援護者への対応可能な担当者を確保していただくなど、効率的な体制づくりを備えていかなければならないと考えます。

それから4ページの一番下から2行目です。

問 災害対策費中、委託料230万円については、県下の訓練において開催自治体が負担をするのか。県と市町村の負担割合はどうなっているのか。

答 実施市町村と県が、支出内容によりそれぞれ負担をするもので、負担割合は特にありません。実施要綱にも定められておりますので、経費について県とも協議を行いました。内容により負担するというので、ご理解願いたいとのことです。

問 訓練内容・住民等の参加等について、周知方法はどのようにするのか。

答 今月号の広報誌でお知らせします。なお、主な訓練項目は実働訓練として17項目、防災意識普及啓発活動として展示・実演・啓発など、10項目ほどです。なお現在、県・町で随時計画中ですので、追って町内放送やチラシ配布等も行っています。

まくっていただきまして、6ページです。

上から4行目になります。

問 被災地への医師・看護師派遣以外の、本町における職員派遣対応について伺いたい。

答 被災地への職員派遣は、県町村会、ボランティア関係機関等との連絡を図りながら、十分対応できるよう調整していましたが、被災地が飽和状態であったこと、また職種指定依頼であったため、他の職員派遣は行いませんでした。

まくっていただきまして、7ページ、企画課関係になります。

上から3行目。

問 治山費について、企画課で予算化した理由と工事費の説明を。

答 発端が杉山の分譲地の安全確保が主であるため、企画課で計上しました。昨年分譲した区画部分については、石積みが途切れており、過去に大規模な崩落はないものの、6月の台風の際に大木が倒れる等地盤が緩んでいるため、分譲した側の責任として防災措置が必要と考え、他の防災工事を参考に、しっかりとした擁壁を建設しようとするものです。工事の監督は建設課で行います。

同じページの下から10行目になります。

問 23年度に宅地分譲した区画と販売実績について説明を。

答 23年度実績として、平分譲地1区画313.54平方メートル、520万4,764円、杉山1区画330.59平方メートル、198万3,540円、昭和町1区画300.05平方メートル、672万1,120円です。合計で1,390万9,424円になります。残区

画ですが、平については、移転補償の関係で未契約の方がいるため分譲はせず、保留物件としております。昭和町は入り口の1区画が残っています。

まくっていただきまして、8ページになります。

上から9行目。

問 中部横断道沿線活性化について、今年は具体的にどのような活動を予定しているか。

答 県で音頭を取り、峡南ブロックとして例年会議を行っていますが、いろいろなプランが出ており、富士川町では川下りも始まっています。本町としては、具体的な方策として、メインになるのは中野のインター付近の開発になろうと思います。検討委員会を立ち上げ、施設のイメージ・内容・特産物・農産物の活用について検討している最中です。これを中心に進めていくつもりでおります。

同じページの下から6行目になります。

問 ホームページの随時更新について、5年後の中部横断道の開通見込みや今年4月の新東名の開通を大きく掲載し、宅地分譲等、定住人口の増加につなげるべきだと思うがどうか。

答 現在、委託をせずに職員の中で作成をしていますが、新東名開通に伴い、宍原のインターから南部町までの道筋を写真展開により掲載しました。今後ともアクセスや南部町の住みやすさ等の掲載をしていこうと考えております。

めくっていただきまして、9ページになります。

下から7行目。

問 情報通信基盤整備事業費について、補正予算額が6,489万2千円と大きいですが、予算計上はどうだったのか。併せて、光ケーブルの現在未使用の2芯について計画はあるのか。

答 4年にわたる継続事業のため、繰り越しについては残金を積み残した形で、最終年度の精算になるため、大きな数字となっています。主に工事請負費によるものです。現在のところ、光ケーブル未使用の2芯についての計画はありません。

次に10ページでございます。

財政課関係、上から2行目。

問 合併特例債と過疎債の期限延長等について説明を。

答 平成24年6月に過疎債及び合併特例債に対しての法改正があり、過疎債は、平成22年度から6年間の延長により平成27年度までとなっていました。5年間の再延長があり平成32年度までとなりました。次に、合併特例債は平成24年度で終了することになっていましたが、5年間延長となり29年度までとなりました。

今後、本町の合併特例債借入可能額は7億円程度となり、新町建設計画を変更することにより、借入可能となります。変更については県との協議が必要となりますが、現在、新町建設計画に記載されてある事業であれば、合併特例債充当可能事業と考えています。また延長の理由は、昨年の東日本大震災の発生後における合併市町村の実情にかんがみ延長されました。

まくっていただきまして、12ページになります。

税務課関係になります。

上から8行目。

問 不納欠損の理由と今後の対応は。

答 財産がない、生活困窮、所在不明者等で、この先納税が見込めないと判断した者を、法令に基づき、町民税・固定資産税・軽自動車税の合計で49件を不納欠損処分としました。今

後も納税意識の希薄な者には、納税誓約や差し押さえ処分により、時効の中断に努めます。

12ページの一番下になります。下から4行目。

問 延滞金について説明を。

答 町県民税分111件で77万3,100円、固定資産税が103件で159万1,198円、軽自動車税が12件で1万6,900円、合計は226件で238万1,198円となります。

2枚まくっていただきまして、14ページです。

産業振興課・農業委員会関係になります。

上から8行目。

問 農業振興費中、賃金について説明を。

答 昨年度、栄地区で農地貸借意向調査をした結果、農地を貸したい人が35人程いたので、現在、残りの南部町内すべての地区で調査を実施しております。農地を貸したい、借りたい人たちの農地の貸借や手続きを支援する農地調整員に対する賃金14万7千円と、農地の荒廃を防ぐために、農業担い手の特定地域を定め、土地を借りたい人の登録等地域農業マスタープラン作成のためのアンケート調査実施に伴う事務的賃金14万7千円です。いずれも国からの100%補助です。

その2つ下、下から11行目。

問 農業振興費中、負担金補助及び交付金、農林産物基盤整備補助金75万円についての説明を。

答 水路の取り入れ口や水路等の整備が重機でなければ実施できない場合、事業費の2分の1補助で上限30万円を補助するもので、今回15カ所分を追加するものです。

まくっていただきまして、15ページになります。

下から11行目。

問 中山間地域等直接支払制度等の確認や実施方法、制度該当外地域対応について説明を。

答 中山間地域等直接支払制度での作付け状況の確認は、協定集落ごとに代表者と町の担当者が現地確認を行っております。対象農地所有者が死亡等で耕作の継続が困難な場合でも、その集落の中で耕作を継続して、耕作放棄地を出さないようにしています。

まくっていただきまして、18ページになります。

建設課関係、上から12行目になります。

問 道路維持費中、工事請負費1千万円の内容は。

答 区からの要望124カ所のうち30カ所を実施するものです。昨年度は国のきめ細かな交付金事業等があり、多くの要望箇所を実施してきましたが、厳しい財政状況から実施予定箇所が減となりました。なお、区からの要望がありました、災害の応急復旧は実施する予定です。

18ページの下から5行目になります。

問 各災害復旧費中、工事請負費について説明を。

答 現年発生補助災害農林水産施設災害復旧費中工事請負費8,041万円は、林道8路線12カ所の災害復旧工事費です。現年発生補助災害公共土木施設災害復旧費中工事請負費3,100万円は、町道真篠線の災害復旧工事費3千万円と応急仮工事100万円の工事費です。過年発生補助災害公共土木施設災害復旧費中工事請負費3千万円は、地質調査等により工法が確定したため、町道本郷柳島線の災害復旧工事費を改めて計上するものです。

19ページ、上から11行目になります。

問 林道整備事業費中、工事請負費について説明を。

答 小規模林道路面改良工事、剣抜大洞線1工区384メートルと2工区372メートルの工事費2,003万4千円と、林道維持費8カ所分475万5,500円です。

20ページになります。

登記室関係、上から3行目になります。

問 平成23年度の地籍調査事業の実績及び17ページ農業費負担金について説明を。

答 昨年の地籍調査は、越渡から越渡山の一部・猪之原・天神堂の一部・柿ノ久保・横マクリの一部までの調査を行い、面積は0.28平方キロメートル、筆数は1,204筆でした。また、地籍調査事業費749万円の4分の3となる561万7,500円が県負担金として歳入となっています。

以上で、総務建設常任委員会審査報告を終わります。

○議長（堀之内可和君）

委員長は、その場でお待ち願います。

委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なし）

質疑なしと認めます。

以上で、総務建設常任委員会の委員長報告に対する質疑を終了いたします。

萩原委員長、ご苦労さまでした。

次に、文教厚生常任委員会の審査報告及び審査報告に対する質疑を行います。

文教厚生常任委員会委員長報告を求めます。

文教厚生常任委員会 佐野哲也委員長。

○文教厚生常任委員長（佐野哲也君）

文教厚生常任委員会審査報告をいたします。

本委員会は、平成24年9月12日水曜日に開会し、午前9時から午後1時40分まで審査いたしました。審査会場は、南部町役場本庁舎2階大会議室です。

出席者は委員長私、佐野哲也、内田大明副委員長、仲亀七郎委員、遠藤雄一委員、簗持雅委員、市川強委員、堀之内可和議長。

執行部からは、教育長、総務課長、住民課、医療センター、税務課、福祉保健課、デイサービスセンター、アルファーセンター、子育て支援課、水道環境課、環境センター、教育委員会の、各課長、所長及び担当職員が出席いたしました。

お手元に配布のとおり、文教厚生常任委員会に付託された議案第46号から認定第6号までの15件の議案について、所管課より説明を受け、慎重審議の結果、いずれも原案どおり可決及び認定すべきものと決しました。

なお、審議の過程において次の質疑があり、所轄課からそれぞれ答弁がありました。

質疑の内容については、抜粋して報告をいたします。

まず、住民課・医療センター関係からであります。

中ほどの事業勘定。

問 退職被保険者等高額医療費の負担金・補助及び交付金の500万円の増額について、医療費が伸びているのか経過の説明を。

答 過去3年間の平均に23年度の伸びを見込んで当初予算を計上しましたが、現在までの支出状況から年度末までを考えると、500万円ほど不足する見込みとなりました。8月分の支払いを見ますと、対象者が7名で入院5件、外来が3件となっています。加入者数が若干伸びていることと、心臓疾患等の高額医療者が増えたことが要因と考えられます。

その下の段です。

問 保健衛生普及費、委託料の医療費通知作成委託料は受診者全員に出すのか。また、年に何回あるのか。

答 今回の補正については、ジェネリック医薬品を使用した場合の先発薬品の比較が、今年から国保総合システムの利用により出せるようになったので、年2回ほどの通知を予定するものです。また、通常出している通知は受診者全員の方に年4回です。

次に4ページをお願いします。

中ほどの歳入です。

問 民生費県負担金中、保険基盤安定負担金は低所得者層の保険税軽減分の補てんか。また、軽減にはランクがあるが、それについてはどうか。

答 保険料軽減分を対象とした繰入金に対する負担金です。23年度の軽減について、後期高齢は7割軽減が754人、5割軽減が102人、2割軽減が182人で合計1,038人です。また、被扶養者軽減が224人あります。国保は7割軽減が486人、5割軽減が185人、2割軽減が333人です。

次に5ページをお願いします。

中ほどです。

問 国保の滞納者には短期保険証ということで、ペナルティーがあると受け取ったが、そのことの説明を。

答 住民課の協議により、保険証の切り替え時に滞納が2期以上ある世帯には、短期の保険証を停止し資格者証を発行しています。資格者証の場合は、受診窓口での本人支払いが10割負担となります。

次に6ページをお願いします。

下の歳出であります。

問 総務管理費 一般管理費の負担金、補助及び交付金の不用額は。

答 当初予算作成時、療養給付費負担金は、広域連合の暫定的な見込みにより計上しました。実支出との差額により、この金額となりました。

7ページをお願いします。

福祉保健課・デイサービスセンター・アルファーセンター関係になります。

問 民生費国庫負担金 補助金と県負担金についての説明を。

答 国庫負担金と県負担金については、障害児施設給付費等負担金です。今回の補正は4月の制度改正により、実施主体が県から町に移行されたことによる施設利用の負担金の補正です。未就学児が市川三郷町の児童発達支援施設「ひかりの家学園」に2名通学しており、その利用負担金です。また、障害児が利用する「かじか寮」の放課後等デイサービスの負担金も含まれます。内容としては、国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1です。

国庫補助金の障害程度区分認定等事業費補助金は、障害者虐待防止法がこの10月から施行されることに伴い、その法を理解していただくため、峡南5町でパンフレットを作成し、全戸配布するもので、国の全額補助になります。

下の欄であります。

問 予防費の医薬材料費は、ポリオワクチンの変更により単価・接種回数は変わるのか。

答 ポリオワクチンは、9月1日から不活化ワクチンに変更になりました。単独の単価では5,450円で、11月からは今までの3種混合のポリオを加えて4種混合で摂取をいたします。そうなりますと6,600円になります。今の段階では高い単価になっています。接種回数は生ワクチンでは2回だったものが、不活化になると4回になりますが、4種ワクチンになれば予防接種全体の回数は減ることになります。現在のポリオ未接種者と1回だけ行った者の人数で50人程が不活化に切り替えていくことになります。

8ページをお願いします。一番下であります。

老人福祉の配食サービス関係であります。

問 ボランティアへのアンケートも実施しているのか。

答 年1回、総会の際に協力いただける回数についてもアンケートを取っています。その中では現状程度という回答が多く、配食の方で月1回程度、調理については2カ月に1回程度のご協力となっています。ただ、配食サービスの基本的な考え方は虚弱高齢者を対象としており、例えば退院後などに一時的に調理が困難な方などの利用を考えています。仮に、さらに身体機能が低下した場合は、ヘルパーさんを入れる等の介護保険を適用してのサービスを利用します。その中間に位置する方を応援するものです。また、他の市町村の多くが400円をいただいています。ボランティアさんによるのがよいのか、民間企業にお願いしてやるのがよいのか、という考え方もあります。南部町としては、ボランティア活動の推進も大事な意味がありますので、配食サービスの充実とボランティアの育成を図りながら、より良いサービスの提供を考えています。

問 介護慰労金給付金事業の内容についての説明を。

答 介護慰労金給付事業の対象は、寝たきりの高齢者等介護度4と5に当たる方、または認知症で認知度3以上の方を介護する介護者に対して、月額1万円の慰労金を年3回支給しています。対象者は南部町に住所を有する方で、月15日以上在宅で介護をした方です。なお、国の介護慰労金の対象になっている方は除かれます。月ごとに該当になるのか調査をしていますので、人数割の単価とはなっていません。

一番下です。

問 老人福祉費中、委託料の不用額は113万97円となっているが、内容については。

答 社会福祉協議会への、1人暮らし老人社会参加事業、家族介護交流事業、配食サービス、軽度生活支援事業委託業務の不用額です。

10ページであります。下の欄です。

問 保険料中、滞納繰越分保険料が増えてきているが、徴収については。

答 滞納整理につきましては、通知を繰り返し送りまた家庭を訪問して、少しでも納めてもらうよう要請しているところです。未納者は67名ですが、年度で重複しているため実際は27名です。介護保険は年金から徴収をしていますが、滞納者の多くは年金額が少なく、年金から徴収ができない方です。また、年金を担保に借入をしている融資先が先に引き落としする

ため、滞納となっているケースがあります。今後とも強く指導し、滞納整理に努めたいと思います。

次に11ページになります。

子育て支援課関係であります。

議案第46号の南部町ひとり親家庭医療費助成金に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

問 条例改正の内容説明を。

答 平成22年の所得税法の改正により、年少扶養控除と16歳から19歳の特定扶養控除であった上乗せ部分の控除が廃止されましたが、それにより、今まで助成を受けられたケースで対象から外れることがないように、税制改正がなかったものとして計算し、適用するための改正です。

12ページをお願いします。

上の段であります。

問 民生費国庫補助金中、子ども手当負担金の内容を。

答 つなぎ法案により、平成23年9月までは一律1万3千円の支給に対しての補助です。特別措置法により、10月から対象別に月額1万円から1万5千円の支給になり、これに対する補助です。補助率は対象ごとに違いますが、支給総額に対する補助率は約76.8%になります。県からは1,316万5千円の補助で、残りは町の負担分となります。補助率の関係で補助金に端数が出ます。なお、該当年齢の基準日は4月1日です。

13ページをお願いします。

水道環境課、環境センター関係であります。

5行目。

問 火葬処理費中、火葬業務委託料340万2千円は高額だと思うが、説明を。

答 現在の従事者が9月で退職するため、1カ月をかけて折り込みチラシ等により火葬業務従事者を募集しましたが応募がなく、県内の火葬場の状況や火葬業務の技術面等を検討した結果、常駐を条件に火葬や機械点検業務を委託することとし、6カ月分の委託料を計上しました。現在の従事者の人件費よりかなり高額ではありますが、近隣等の委託料を参考に決定しました。従事者の再募集については、今後、状況を見ながら検討をします。

1つおいて、下であります。

問 ゴミ分別収集の状況についての説明を。

答 ゴミ分別収集については、6月、7月を試行期間とし、8月から本格的に実施しております。8月2日の受け入れ式において本町のゴミを検査したところ、約70%程度が分別されているとの認識を持ちました。その後、順調に峡南衛生組合に受け入れをしてもらっています。分別意識の低い世帯も見受けられますので、今後も、分別収集方法や重要性を、告知放送や広報等により周知をしていきます。

14ページであります。

上から2番目。

問 塵芥処理関係の実績と分別収集実施による経費削減の見込みについての説明を。

答 23年度は収入が1,847万9千円、支出が1億1,827万円で9,979万1千円の赤字となります。経費削減数値は今の時点では明確ではありませんが、かなりの経費削減を

見込めると思います。また、資源ゴミ収集の開始に伴い、23年度以上の販売収入の増額も見込んでいます。なお、可燃ゴミの収集量についても、昨年の月平均が約140トン、今年8月の収集量は106トンとなり、かなりの減量が見込めると思います。

次に15ページであります。

教育委員会関係であります。最初です。

問 雑入中、学校環境緑化モデル事業助成金52万円についての説明を。

答 国土緑化推進機構からの助成金により、睦合小学校の睦っ子広場の老朽化した丸太のベンチ・机・黒板を取り替えるものです。

その下の歳出であります。

問 睦合小学校費及び南部中学校費中、役務費学力検査採点手数料についての説明を。

答 25年度に、睦合小学校と南部中学校が学力向上パイロットスクール事業の指定校となります。今回は指定校となる2校の、現在と来年度指定後の学力を比較し、その成果等の検証を行うための学力検査採点手数料を補正したものです。検査は国語・算数の2教科を実施します。なお、25年度は指定校のため、1校につき48万円の補助金がありますが、今年度は補助がないため、単費となります。

16ページをお願いします。

中程であります。

問 基金繰入金中、教育委員会費に係る住民生活に光をそそぐ基金繰入金についての説明を。

答 町内5学校へ各100万円で500万円と、町立図書館へ500万円、合計1千万円を繰り入れ、図書蔵書事業を実施するものです。

その下の歳出であります。

問 各学校に冷暖房設備を整備したが、全普通教室が整備できたのか。

答 全普通教室と全特別支援教室、中学校においては、理科室と音楽室に冷暖房設備を整備しました。なお、各学校の工事請負費の不用額は入札差金による不用額です。

17ページ。

問 中学校統合の状況についての説明を。

答 統合による教員の加配や町単教員の配置により、融和を図り、学力やスポーツ等の向上に取り組んでいるところです。現在は多数の生徒の中で切磋琢磨しながら中学校生活を送っている様子が顕著であり、各部活動においても優秀な成績を収めております。今後も生徒が自立した学校生活を送れるよう、教育委員会でサポートしていきたいと思っております。

最後であります。

問 本町のいじめ対策についての説明を。

答 過日、山梨県教育委員会では各市町村教育委員会、全学校長を対象に緊急対策会議を開催したところであります。いじめはどこでも起こり得ることを念頭に、本町においても、定例教育委員会や校長会において注視し、いじめを許さない学校づくりと、いじめの早期発見、適切な早期対応に努めていきます。

以上で、文教厚生常任委員会の委員会審査報告を終わります。

○議長（堀之内可和君）

委員長はその場でお待ち願います。

委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

( な し )

質疑なしと認めます。

以上で文教厚生常任委員会の委員長報告に対する質疑を終了いたします。

佐野哲也委員長ご苦労さまでした。

以上で常任委員会委員長の審査報告及び審査報告に対する質疑を終結いたします。

---

○議長（堀之内可和君）

日程第5 町長提出議案の討論・採決を行います。

最初に討論を行います。

まず、議案第44号から議案第48号までの条例関係等についてを一括で討論いたします。

討論はありませんか。

( な し )

討論なしと認めます。

以上で、議案第44号から議案第48号までの討論を終了いたします。

次に、議案第51号から議案第57号までの補正予算関係についてを一括で討論いたします。

討論はありませんか。

( な し )

討論なしと認めます。

以上で、議案第51号から議案第57号までの討論を終了いたします。

次に、認定第1号から認定第10号までの平成23年度決算認定についてを、一括で討論いたします。

討論はありませんか。

( な し )

討論なしと認めます。

以上で認定第1号から認定第10号までの討論を終了いたします。

以上で討論を終結いたします。

次に、採決を行います。

採決は、1議案ごとに順次行います。

最初に、議案第44号 南部町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

( 起 立 全 員 )

起立全員であります。

よって、議案第44号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第45号 南部町災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告のとおり原案可決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

( 起 立 全 員 )

起立全員であります。

よって、議案第45号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第46号 南部町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告のとおり原案可決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

( 起 立 全 員 )

起立全員であります。

よって、議案第46号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第47号 南部町老人医療費助成金支給条例を廃止する条例の制定について、委員長報告のとおり原案可決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

( 起 立 全 員 )

起立全員であります。

よって、議案第47号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第48号 山梨県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、委員長報告のとおり原案可決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

( 起 立 全 員 )

起立全員であります。

よって、議案第48号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第51号 24年度南部町一般会計補正予算(第2号)については、委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

( 起 立 全 員 )

起立全員であります。

よって、議案第51号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第52号 平成24年度南部町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について、委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

( 起 立 全 員 )

起立全員であります。

よって、議案第52号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第53号 平成24年度南部町指定居宅サービス特別会計補正予算(第1号)について、委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

( 起 立 全 員 )

起立全員であります。

よって、議案第53号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第54号 平成24年度南部町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について、委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

( 起 立 全 員 )

起立全員であります。

よって、議案第54号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第55号 平成24年度南部町介護保険特別会計補正予算(第1号)について、委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

( 起 立 全 員 )

起立全員であります。

よって、議案第55号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第56号 平成24年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、議案第56号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第57号 平成24年度南部町富沢財産区特別会計補正予算（第1号）について、委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、議案第57号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、認定第1号 平成23年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について、委員長報告のとおり、原案認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、認定第1号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、認定第2号 平成23年度南部町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、委員長報告のとおり、原案認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、認定第2号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、認定第3号 平成23年度南部町指定居宅サービス特別会計歳入歳出決算認定について、委員長報告のとおり、原案認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、認定第3号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、認定第4号 平成23年度南部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、委員長報告のとおり、原案認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、認定第4号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、認定第5号 平成23年度南部町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、委員長報告のとおり、原案認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、認定第5号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、認定第6号 平成23年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、委員長報告のとおり、原案認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、認定第6号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、認定第7号 平成23年度南部町睦合財産区特別会計歳入歳出決算認定について、委員長報告のとおり、原案認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

( 起 立 全 員 )

起立全員であります。

よって、認定第7号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、認定第8号 平成23年度南部町富沢財産区特別会計歳入歳出決算認定について、委員長報告のとおり、原案認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

( 起 立 全 員 )

起立全員であります。

よって、認定第8号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、認定第9号 平成23年度南部町大城平外二山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算認定について、委員長報告のとおり、原案認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

( 起 立 全 員 )

起立全員であります。

よって、認定第9号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、認定第10号 平成23年度南部町大日向外三山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算認定について、委員長報告のとおり、原案認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

( 起 立 全 員 )

起立全員であります。

よって、認定第10号については、原案のとおり決定いたしました。

---

○議長（堀之内可和君）

日程第6 議員提出議題の報告であります。お手元に配布してありますので、提出議題の報告は省略させていただきます。

---

○議長（堀之内可和君）

日程第7 議員提出議案の上程・説明・質疑・討論・採決を行います。

最初に、発議第2号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書の提出についてを議題とし、提出議員より提案理由の説明を求めます。

1番、市川強議員。

○1番議員（市川強君）

発議第2号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書の提出についての、提案理由の説明をいたします。

朗読をもって提案理由に代えさせていただきます。

議員提出議案集の1ページをお開きください。

発議第2号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書の提出  
について

上記の議案を別紙のとおり南部町議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

平成24年9月19日提出

提出者 南部町議会議員 市川 強  
賛成者 南部町議会議員 仲 亀 七 郎  
〃 南部町議会議員 遠 藤 雄 一  
〃 南部町議会議員 簀 持 雅

南部町議会議長 堀之内可和殿

提案理由

将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要である。子どもや若者の学びを切れ目なく支援し、人材育成・創出から雇用・就業の拡大につなげる必要から、豊かな教育環境を整備するための30人以下学級の推進、教育の機会均等水準の維持向上及び教育条件の格差解消を政府に強く求めるため、本意見書を関係大臣に提出するものであります。

なお、意見書はお手元に配布してありますので、朗読は省略させていただきます。

意見書の提出先は内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣であります。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（堀之内可和君）

提案理由の説明が終わりました。

本案について、質疑・討論・採決を行います。

最初に質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

発議第2号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書の提出については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、発議第2号は原案のとおり決定いたしました。

次に、発議第3号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の提出についてを議題とし、提出議員より提案理由の説明を求めます。

9番、木内利明議員。

○9番議員（木内利明君）

発議第3号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の提出についての、提案理由の説明を行います。

朗読をもって提案理由に代えさせていただきます。

議員提出議案集の4ページを開いていただきたいと思います。

発議第3号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める  
意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり南部町議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

平成24年9月19日提出

提出者 南部町議会議員 木内利明

賛成者 南部町議会議員 佐野礼三

〃 南部町議会議員 小林福雄

〃 南部町議会議員 望月将名

南部町議会議長 堀之内可和殿

提案理由

地球温暖化防止を、より確実なものにするためには、森林整備・保全等の森林吸収源対策などの取り組みを、山村地域の市町村が主体的・総合的に実施することが不可欠であります。この施策を取り組むために、恒久的・安定的な地方財源を確保・拡充するための仕組みの早急な構築を強く求めるため、本意見書を関係大臣に提出するものであります。

なお、意見書はお手元に配布してありますので、朗読は省略させていただきます。

意見書の提出先は、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、国家戦略担当大臣、農林水産大臣、環境大臣、経済産業大臣、衆議院議長、参議院議長であります。

以上で提案の説明を終わらせていただきます。

○議長（堀之内可和君）

提案理由の説明が終わりました。

本案について、質疑・討論・採決を行います。

最初に質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なし）

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

（なし）

討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

発議第3号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の提出については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、発議第3号は原案のとおり決定いたしました。

次に、発議第4号 南部町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提出議員より、提案理由の説明を求めます。

12番、仲亀七郎議員。

○12番議員（仲亀七郎君）

発議第4号 南部町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についての、提案理由を説明いたします。

朗読をもって提案理由に代えさせていただきます。

議員提出議案集の7ページをお開きください。

発議第4号 南部町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び南部町議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

平成24年9月19日提出

提出者 南部町議会議員 仲 亀 七 郎

賛成者 南部町議会議員 佐 野 哲 也

〃 南部町議会議員 萩 原 敬

〃 南部町議会議員 内 田 大 明

南部町議会議長 堀之内可和殿

提案理由

南部町議会の議員の定数が次期一般選挙から2人削減されることに伴い、本委員会条例の一部を改正する必要があるためであります。

改正内容は本委員会条例中、総務建設常任委員会委員の定数7人を6人に改正するものであります。

なお、改正条例についてはお手元に配布してありますので、朗読は省略させていただきます。

以上で発議第4号の提案理由の説明を終わります。

○議長（堀之内可和君）

提案理由の説明が終わりました。

本案について、質疑・討論・採決を行います。

最初に質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

次に討論を行います。

討論はございませんか。

（ な し ）

討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

発議第4号 南部町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、発議第4号は原案のとおり決定いたしました。

次に、発議第5号 南部町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とし、提出議員より、提案理由の説明を求めます。

11番、佐野哲也議員。

○11番議員（佐野哲也君）

発議第5号 南部町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についての、提案理由を説明いたします。

朗読をもって提案理由に代えさせていただきます。

議員提出議案集の9ページをお開きください。

発議第5号 南部町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

上記の議案を別紙のとおり南部町議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

平成24年9月19日提出

提出者 南部町議会議員 佐野 哲 也

賛成者 南部町議会議員 仲 亀 七 郎

〃 南部町議会議員 萩 原 敬

〃 南部町議会議員 内 田 大 明

南部町議会議長 堀之内可和殿

提案理由

南部町議会の議員の定数が次期一般選挙から2人削減されること等にかんがみ、本会議規則の一部を改正する必要があるためであります。

改正内容は、本会議規則中の発案要件人数等の一部を改正するものであります。

なお、改正規則についてはお手元に配布してありますので、朗読は省略させていただきます。

以上で発議第5号の提案理由の説明を終わります。

○議長（堀之内可和君）

提案理由の説明が終わりました。

本案について、質疑・討論・採決を行います。

最初に質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

発議第5号 南部町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、発議第5号は原案のとおり決定いたしました。

---

○議長（堀之内可和君）

日程第8 閉会中の継続審査についてであります。議会運営委員会委員長、総務建設常任委員会委員長、文教厚生常任委員会委員長から、閉会中の各委員会の開催について申し出がありました。

会議規則第75条の規定に基づき、平成24年第4回定例会の会期の決定、所管事務研究及び調査について、お手元にその届け書の写しが配布されております。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出書のとおり、各委員会の所管事務等について、議会閉会中に委員会を開催することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出書のとおり、委員会の所管事務等について、議会の閉会中の委員会の開催については、決定されました。

本定例会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第7条の規定により、本日をもって今期定例会を閉会といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会は、本日で閉会とすることに決定いたしました。

平成24年南部町議会第3回定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

---

閉会 午前10時45分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

平成24年9月19日

南部町議会議長

堀之内可和

会議録署名議員

佐野礼三

会議録署名議員

仲亀七郎

本会議録の作成にあたった者の氏名は次のとおりである。

議会事務局長

望月哲也